

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【134】

2. 日時：令和4年4月1日 13時30分～17時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

江寿企画調査官、千明主任安全審査官、三浦主任安全審査官、服部（正）

主任安全審査官、植木主任安全審査官、大野主任安全審査官、服部（靖）

安全審査専門職、藤川安全審査官、谷口技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

石田技術参与

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 部長（電源土木） 他17名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 担当 他1名※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	規制庁のハツリです。
0:00:07	ただいまから、島根 2 号機、設工認についてヒアリングを開始いたします。
0:00:13	今日の議題は、津波への配慮に関する説明書になります。
0:00:17	よろしいでしょうか。どうぞ。
0:00:23	はい。中国電力のケンヅメです。はい。よろしくお願いいたします。
0:00:29	規制庁の服部です。
0:00:30	本日のヒアリングの進め方ですが、まず先に、津波への配慮に関わる 関する説明書のうちの残り新規の分を、
0:00:40	説明いただいて、そのあと、コメント回答の一文イトウ方式の回答をいただく ということによろしいでしょうかどうぞ。
0:00:51	はい。中国電力のケンヅメです。はい。その予定で考えております。
0:00:55	表彰します。
0:00:57	規制庁の服部です。
0:00:58	それでは資料の確認と、説明時間とか、説明の進め方について、
0:01:07	中国電力から説明をお願いしますどうぞ。
0:01:13	はい。中国でのケンヅメです。まず、提出資料の確認をさせていただきます。
0:01:18	資料番号N-Sに他 072、
0:01:21	N-Sにつき-006 回、01。
0:01:26	NS2.1、iPhone004 回 02。
0:01:32	甲斐 02、括弧日。
0:01:34	N-S2 歩 01802 回 04。
0:01:39	N-S2 オカA-030 回 01、いずれも 3 月 24 日提出のものとなります。おそろ いでしょうか。
0:01:49	規制庁のハツリですはい資料の確認はできました。説明時間どれぐらいでし ょうかどうぞ。
0:01:57	はい。説明時間は先ほど言われたように津波への配慮に関する説明書に関 わる補足説明資料のうち未決分について説明時間を 20 分と考えております。
0:02:08	後半の質問会、ヒアリングのコメント回答については、A1 問 1 頭で考えており ます。以上です。
0:02:17	規制庁の服部です。はい、わかりました。それでは、説明を始めてくださいど うぞ。
0:02:23	中国電力のセイキです。説明に入ります前に、資料につきまして 1 点補足をさ せてください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	先ほど確認させていただいたN-Sに他-072の回答整理表につきまして補足させていただきます。
0:02:39	回答整理表につきましては、最近の運用としまして、設置許可からの申し送り事項を記載することとなっておりますが、こちらのほう設置許可からの申し送り事項が、まだ記載できておりません。
0:02:52	今後の対応としまして、記載させていただきたいと思っております。またここ、本日のですねコメント回答で予定しているもので、設置許可からの申し送り事項が該当します箇所、
0:03:04	設置許可申し送り事項、IF記載できておりませんが、読み上げさせていただきます。
0:03:11	耐津波設計の漂流物衝突荷重の設定につきまして、
0:03:17	コメントといたしまして、漂流物衝突荷重の設定に用いる津波流速及び漂流物速度の設定については、
0:03:27	現在検討中である敷地周辺海域の流向流速評価等の結果に応じて変更する可能性があることがわかるように説明すること。
0:03:38	こちらの方、後任の方で説明することとしておりました。こちらにつきましては回答整理表の中で、ヒアリングで類似したコメントをいただいておりますので、その中であわせて説明させていただきたいと考えております。
0:03:51	以上です。
0:03:55	規制庁の服部です。はい。わかりました。許可からの申し送り事項に関する整理表についてはまた改めてつけていただいて、またその時、再度の説明になるかもしれませんが、説明をさせていただきたいと考えていますがよろしいでしょうかどうぞ。
0:04:13	中国電力のセイキです。承知いたしました。
0:04:17	規制庁の服部です。それでは説明を始めてくださいどうぞ。
0:04:23	はい。中国電力のケンヅメです。それでは、説明に入らせていただきます。
0:04:28	資料ナンバーN-Sに、
0:04:30	018階04について確認願います。
0:04:36	こちらの資料の通しで2ページを確認願います。
0:04:42	実ペースでありました。4ポツ3ポツ1ポツ3、5ポツ5について説明させていただきます。
0:04:49	残りの資料については、2コマ目で説明させていただく、N-Sに他07に、回答整理表2と合わせて説明いたします。
0:04:58	それでは、通しで184ページを確認願います。
0:05:04	燃料等輸送線の係留策に関わる、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:07	一番右の耐力について評価しております。
0:05:11	燃料等輸送線は、津波の来襲までに時間的余裕がある場合は、緊急退避しますが、
0:05:17	来週までに時間的余裕がない場合は、宮城場に經由することとしております。このため、津波時における係留索の耐力評価を実施しています。
0:05:27	評価にあたって、
0:05:29	燃料等輸送線及び係留索の仕様を表 4 ポツ 3-1 に、
0:05:35	全中及び桂川間の仕様を表 4 ポツ 3-2 にそれぞれ示しています。
0:05:43	また、燃料等輸送前の、
0:05:46	はい。配置例及び、
0:05:48	係船中継洗缶の位置を図 4 ポツ 3-1 に示します。
0:05:53	ここで、設置許可段階では、設計中としておりました。
0:05:57	B1B15 の係船中については、
0:06:00	10ppb16AB17 を追設することとなりましたので、そちらから差が、經由することで評価しております。
0:06:10	津波条件としては、来週までに、時間的余裕がなく、退避することができない、海域活断層から想定される地震による津波を対象とし、
0:06:20	荷揚げ場周辺の最大流速、2.3メートル、3メートルを用います。
0:06:26	通しで 191 ページの
0:06:29	表 4 ポツ 3。
0:06:31	の 3 に、経営力の計算方法を
0:06:35	195 ページの表 4 ポツ 3-5 に、流圧力の計算方法をそれぞれ示します。
0:06:42	評価結果は 196 ページの図 4 ポツ 3-7 に示す通り、
0:06:47	最大流速、2.3メートルの
0:06:50	流圧力に対し、先週、船尾ともに係留力が上回ることを確認しております。
0:07:00	次に、通しで、
0:07:02	222 ページを、220 ページを確認願います。
0:07:09	耐津波設計に伴う行うを行うにあたって、現場確認を要するプロセスについて記載しております。
0:07:17	耐津波設計を行うにあたって、現場確認を要するプロセスとして、
0:07:22	遡上解析に必要となる敷地モデルの作成プロセスと、
0:07:26	耐津波設計の入力条件等の
0:07:29	設定プロセスの二つがあり、現場確認を含めた、これらのプロセスについて記載しています。
0:07:35	まず、遡上解析に必要となる敷地モデルの作成プロセスについては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:40	222 ページを確認願います。
0:07:44	こちらのフロー図に従って、敷地モデルの作成管理をしております。
0:07:50	主な流れは、遡上解析上、影響を及ぼす地形と標高について、
0:07:56	図面等を確認し、
0:07:57	適切なモデル化を行い、
0:07:59	次に、人工構造物について、図面等による調査、現場調査、及び将来計画の調査を実施します。
0:08:08	調査結果をもとにモデル化を実施し、
0:08:11	遡上解析に関わる、
0:08:13	地形の改変や、人工構造物の新設等の変更が生じれば、必要に応じて再評価するフローとなっております。
0:08:22	次に、
0:08:24	耐津波設計に関する入力条件等の設定プロセスについてですが、
0:08:29	こちらはページ、226 ページを確認願います。
0:08:35	こちらのフロー図に従って、入力条件等の設定確認管理を行っています。
0:08:42	主な流れは、
0:08:44	耐津波設計に関わる各施設設備について、図面等を用いて、設置箇所、寸法を確認し、
0:08:51	入力条件等を設定します。
0:08:53	次に設定した入力条件等について、現場をクダウンにより、
0:08:58	現場と相違がないことを確認します。
0:09:01	各施設設備等における入力条件等の設定及び確認内容。
0:09:07	の詳細については、記載の通りとなっております。
0:09:10	次に、入力条件等の設定確認結果をもとに、
0:09:15	耐津波設計の成立性について問題がないことを確認します。
0:09:19	確認結果、新たに流入防止が必要となる場合は、対策を実施します。
0:09:25	入力条件等の管理として、設備改造等により、
0:09:29	耐津波設計の入力条件等が変更となる場合、可能性がある場合は、必要に応じて再確認を行うフローとなっております。
0:09:38	続いて、通しで 237 ページを、
0:09:41	確認願います。
0:09:43	津波による溢水に対して、浸水対策を実施する範囲の考え方について、
0:09:49	説明します。
0:09:51	ここで説明者変わります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:56	はい。中国電力の長田です。こちらの方はコメントでもいただいておりますけれども、新しい資料ということで、ここで説明させていただきます。
0:10:05	通しの 236 ページ、お願いいたします。
0:10:11	はい。津波にエコ物 3 で津波による溢水に対して浸水対策を実施する範囲の考え方です。
0:10:19	1 ページめくっていただきまして 237 ページをお願いいたします。
0:10:25	ここではタービン補機海水系のインターロックの弁閉止時間を、今回詳細数、工認申請段階で設定いたしましたので、
0:10:37	浸水防護重点化範囲の境界における浸水水位等の評価を再評価を行っております。
0:10:43	内容としましては四つ書いておりますようにタービン建物の復水器を設置するエリアの範囲をまず変更したこと、それから、その当該エリアの表、
0:10:54	評価、それと、Sクラス施設を設置するエリア西の評価、それから、循環取水槽の循環水ポンプエリアの評価になります。
0:11:05	238 ページ目をお願いいたします。
0:11:08	こちら比較の形で、設置許可段階の説明、評価内容と今回の評価内容ということで、記載をしております。四角の
0:11:19	枠の上に凡例を入れておりますけれども、すいませんちょっと赤と青が、場所が逆の方がよかったです、赤点線が、設置許可の時にまとめ資料で、
0:11:30	ご説明した内容です。赤点線の上に当該のページ数入れております。青点線が今回の工認段階で、
0:11:40	説明書の中で説明をさせていただいた内容です。
0:11:44	はい。抜粋したものを各点線の中に示しております。それから、
0:11:51	右上の凡例のところ、赤の下線を引いたところについては今回の評価における追加内容、それから、黄色ハッチングで着色した部分は、今回、
0:12:05	当然、設置許可段階とで、変更している箇所でございます。それぞれちょっとわかりやすさの観点で四角で①とかそういう識別をさせていただいております。
0:12:16	238 ページ目の方は、
0:12:19	まず、
0:12:21	復水器を設置するエリアの範囲変更ということで、
0:12:25	こちら、前回も少し説明させていただきましたが、
0:12:29	左の絵と右の絵で、タービン建物の中ほどにあります復水ポンプ室、これを
0:12:39	部、復水器を設置するエリアに含めないようにいたしました。
0:12:43	変更理由としましては記載の通りですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:47	明日、浸水高さがもともと、
0:12:51	一つ上の階L5.5 メーターに到達しないように復水ポンプ室を復水器エリアに含めて、滞留容積を確保しておりましたが、
0:13:02	タービン補機海水系の弁閉止インターロックの詳細設計の反映等により、
0:13:10	この復水ポンプ室を往復セイキを設置するエリアに含めることなく、浸水高さをいえる 5.5 以下にできることが確認できましたので、
0:13:19	はい。範囲を変更しております。
0:13:23	続きまして 239 ページ目をお願いいたします。
0:13:27	こちらは先ほどの変更に伴いまして、ちょっと小さくて見にくいかもしれませんが、もともと復水ポンプ室の右上に、
0:13:37	紙でいうと右上にあったところの水密扉、こちらが
0:13:41	範囲を見直したため削除になっております。
0:13:45	それから 240 ページ目(2)、タービン建物復セイキを設置するエリアの評価になります。
0:13:53	こちらは、
0:13:57	先ほど凡例で申し上げましたように、赤の実線が追加で、黄色のハッチングが変更した内容です。
0:14:07	241 ページ目の青枠の下から、変更内容を記載しております。
0:14:15	はい。ここですいませんちょっと四角の丸数字の凡例にちょっと誤りがありましたので訂正させていただきます。241 ページ目のまず、
0:14:26	右側の青点線の赤字 1217 立米となるの右に四角の②とございますがこちら、四角の①。
0:14:37	です。それから、左側の枠の下の表の 9-8、2047 立米の隣に四角の①がございましてこれ四角の②。
0:14:49	です。申し訳ございません。
0:14:51	はい。変更内容を説明させていただきます。
0:14:54	まず変更内容の①は、はい。タービン補機海水系のインターロックを追加したことに、すいませんインターロックの設計進捗によって、
0:15:05	漏えい検知器の設置高さ 50 ミリに、
0:15:08	設定いたしました。
0:15:10	これに伴いましてタービン補機海水、
0:15:13	系の水量を 200、失礼いたします 129 立米から 217 立米に変更しています。
0:15:21	はい。こちら、129 立米はもともと配管保有水量を計算しておりましたが、今回インターロックで締めて時間、
0:15:30	保守的な評価になりますように、弁閉止まで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:35	ポンプアップによって水量が出るように、保守的な評価に見直しております。
0:15:40	それから変更内容②の部分は、循環水系の水量、
0:15:46	絡むところです。こちらタービン補機海水系の
0:15:53	漏えい検知器と同じものを使いますので、漏えい検知高さはこれまで 100 ミリ ということで、
0:16:02	説明いたしておりましたが、それを 50mm にします。
0:16:06	それによって
0:16:08	循環水系の溢水量が 3130。
0:16:12	リ्यूーベ
0:16:13	あったものが、2932 立米になります。
0:16:18	3130 の内訳書いておりますけれども、保有水量 1083 立米は変わらず、は い。
0:16:27	漏えい検知器が、高さが低くなったことによって、2047 立米が、
0:16:32	1849 立米。
0:16:35	に変更になっております。
0:16:38	それから、
0:16:40	はい。変更理由は先ほど説明した通りで、変更内容③がABCクラスの機器の 保有水量の変更です。
0:16:49	こちらはまず、タービン補機海水系インターロックの反映をいたしましたので、 前書いていたB、Cクラスの機器保有水全体に、2859 の中に入っていたんで すけどそれを、
0:17:02	別出しで整理をしています。
0:17:04	それから追加で、隣接建物から、
0:17:10	溢水が入ってくるような経路を再確認を精査いたしまして、追加をしています。
0:17:17	はい。これによって
0:17:20	全体としては少し減っておりますけれども、2859 立米が 2818 立米になってお ります。
0:17:28	変更ないへん。
0:17:30	はい。変更内容の④は、それらを合計いたしますと、合計水量が 1000、
0:17:37	失礼いたしました 5989 立米から 5967 立米になるということでございます。
0:17:45	それから変更内容⑤は、空間容積についても少し見直しております。
0:17:52	はい。タービン建物の福セイキを設置するエリア先ほど復水ポンプ室を除きま したと言うものと、あとは、
0:18:02	タービン建屋の北側とかの防水液の設置位置を詳細に決めましたのでその 面積関係を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:11	指定容積も変わったというものです。
0:18:15	続きまして 243 ページ目がタービン建物Sクラス西の評価です。
0:18:20	こちらを、こちらですいませんちょっと記載が修正させていただき、青枠のところのさ一番上にある、
0:18:29	四角の②溢水流量の隣にある、
0:18:33	四角の②を①に、それから黄色ハッチングしている非管理区域の、右下にある四角の①を②に、すいません修正をさせていただきたいと思います。
0:18:45	はい。変更内容としまして①のところは、タービン補機海水系の漏えい検知器の設定をしましたというものです。②のところは、
0:18:55	こちら西エリアの床面積を 1080、
0:19:01	平米から 1131 平米に、
0:19:04	変更してます。こちらは
0:19:07	はい。防水駅、こちら防水液の設置位置等を決めたことによる面積の反映です。
0:19:15	それから変更内容③ですけれども、はい。タービン補機海水系の隔離弁。
0:19:22	出野医師。
0:19:23	の、
0:19:25	はい。隔離までの時間とかそういうものを反映しまして、結論は変わりませんが、津波は流入しないと、いうことを説明を追加いたしております。
0:19:36	それから、244 ページ目が、取水槽循環水ポンプエリアの評価内容です。こちら同様にT
0:19:45	タービン補機海水系の
0:19:48	漏えい検知器の高さを設定いたしましたのでその反映と、それに伴う隔離時間を追加で記載したというものになります。少し長くなりましたが、
0:19:59	切々、こちらの説明は以上です。
0:20:03	説明者交代いたします。
0:20:06	はい。中国電力のケンツメです。
0:20:08	続いて通して 247 ページを確認願います。
0:20:13	屋外タンク等の溢水として、地震による損傷が否定できない、職安屋外タンク等からの溢水を考慮し、
0:20:22	原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物等の溢水防護重点化範囲を内包する建物に及ぼす影響を評価しております。
0:20:33	暇現職発電所の
0:20:35	敷地に、室内に設置されている屋外タンク等のうち、
0:20:39	水源とする屋外タンク等を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:41	図 5 ポツ 5-1 に示しております。示す選定フローにより抽出しています。
0:20:47	抽出結果及び抽出さ抽出し、抽出した屋外タンク等の配置図を、表 5 ポツ 5-1 及び図 5 ポツ 5 に示しております。
0:20:59	屋外タンク等の破損により生じる室については、水源として屋外に設置されたタンク等を挙げた上で、
0:21:07	浸水防護重点化範囲への影響評価を実施しています。
0:21:11	代表箇所における浸水深の時刻歴を図 5 ポツ 5-3 に、
0:21:16	最大浸水深を表 5 ポツ 5-2 に示しております。
0:21:22	評価結果として、遅れタンク等の破損により生じる溢水が浸水防護重点化範囲へ影響を与えることがないことを確認しております。
0:21:32	説明は以上です。
0:21:37	規制庁のは、
0:21:40	規制庁のハツリです。
0:21:42	はい。説明ありがとうございます。
0:21:46	新規で追加して説明する範囲は以上ということになりますので、この範囲を含めて全体的な確認、事実確認については、コメント回答の後で時間をとってやりたいと思いますので、
0:21:59	この後コメント回答の説明を 1 問 1 等でお願ひしたいと考えていますがよろしいでしょうかどうぞ。
0:22:10	中国電力県別はいよろしくお願ひします。
0:22:14	規制庁のハツリですそれではせコメント回答の方の説明をお願ひしますどうぞ。
0:22:24	はい、中国電力の西川です。
0:22:26	コメント回答について説明させていただきます。
0:22:31	コメント回答については、資料N-S2-他-07に、
0:22:37	島根原子力発電所第 2 号機指摘事項に対する回答整理表、括弧対津波設計方針を基にして説明させていただきます。
0:22:49	上から順に、コメント回答について説明させていただきます。
0:22:54	ではまず
0:22:56	はい、コメント回答整理表のNo.1。
0:23:00	いただいたコメント内容が、工認記載適正化箇所の一覧表は、変更理由を明確にして説明すること。
0:23:09	というコメントをいただきまして、
0:23:11	これに対する回答としましては、適正化内容のみでなく、適正化を行うに至った変更理由について、詳述いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:22	同資料のページ番号 9 ページをご覧ください。
0:23:30	例としまして 9 ページの
0:23:33	ナンバー41 をご覧ください。
0:23:38	ここでは、
0:23:41	資料番号N-S2-添 1-004 回、02 の 19 ページ、20 ページに、
0:23:48	阿部 1989 の予測式による津波の予測高の一覧表を追加。
0:23:54	という適正化を実施いたしました、
0:23:57	これの変更理由としまして、基準津波 4、カッコF3 断層、F4 断層F5 断層以外の階活断層による津波高さが基準津波 4 を下回ることを、
0:24:09	示すため、
0:24:11	という変更理由を詳述いたしました。
0:24:15	また、
0:24:17	もう一つ挙げさせていただくと、10 ページ。
0:24:22	回答整理表 10 ページのナンバー47。
0:24:26	について、
0:24:29	こちらについて、NS2 の方、N-S2--018。
0:24:36	-2
0:24:39	申し訳ございません、こちら藤甲斐 05 となっておりますが、甲斐 04 の間違いですので、また修正させていただきます。
0:24:49	いえ。
0:24:50	また、
0:24:53	申し訳ありません土地で申し訳ありませんが、補説、この徒歩
0:24:57	N-S2-ホ-018-02 回 04 の資料につきまして、
0:25:04	ページ番号の方が、
0:25:10	間違っておりましたので、今回、該当ページ、8 ページから 11 ページ、1079 としておりますが、
0:25:18	これらが 1 ページずつずれて、9 から 12、
0:25:22	18、20 となります。
0:25:26	補足、これらの資料に関しまして、後段の説明についても、申し訳ありません 1 ページずつずれますので、
0:25:35	ご一緒ください。
0:25:39	で、この適正化内容としましては、エイジア間における推移である旨を追記したというのが、適正化でございますが、これの変更理由としまして、
0:25:50	図及び文章内における最高水位、津波高さは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:54	津波防護上野地山における水位であり、防波壁における最高水位と区別するためという変更理由を詳述いたしました。
0:26:07	その他の
0:26:09	適正化につきましても、同様に、変更理由の方へ詳述して、追加しております。
0:26:17	以上でナンバー1のコメントに対する回答の説明を終わります。
0:26:24	規制庁の発生町のチギラです。
0:26:28	はい。今のコメントの一番についてはその後任の規制適正化課長。
0:26:34	について、衛藤流を詳述していただいたということで、今後ともですね、引き続きそのような対応をお願いしたいと思いますのでこちらについては了としたいと思います。以上です。
0:26:56	はい。中国電力ケンヅメです。続いてナンバー2のコメントについて、
0:27:01	説明させていただきます。
0:27:03	披露ナンバーANS。
0:27:05	2 駅 006 回 01 の 3 ページを確認願います。
0:27:14	こちらコメントとして、津波防護対象設備について、
0:27:18	添付書類 8 には、クラス 3 設備の一部が津波に対して、その機能を維持できること、設計とするとの考え方が記載されているが、基本設計方針にはその記載がないこと。
0:27:30	についてですが、
0:27:32	こちら確認した結果、記載が不十分であったと考えますので、記載を追加しております。
0:27:39	同じ広尾内の 115 ページにも同様な記載がありますので、そちらも追記いたしました。
0:27:45	以上です。
0:27:47	規制庁のハットリ図それではただいまのコメント回答に対して越確認する点があればお願いしますどうぞ。
0:27:56	規制庁のです。修正内容確認しましたこれで理解です。できますんでこれで結構です。
0:28:09	続きましてナンバー3のコメント内容に関して説明させていただきます。
0:28:15	ナンバー3の
0:28:17	コメントとしましては、添付書類 8 に若井活断層上昇側最大ケースの津波について、
0:28:23	入力津波の検討対象とする旨記載されていますが、基本設計方針にはそれが記載されていない理由を説明することというコメントを受け、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:33	これに対する説明としまして、
0:28:36	資料のN-S2 軒-006 回 01、基本設計方針に関する説明資料の、
0:28:44	5 ページ。
0:28:45	をご覧ください。
0:28:52	ここで、コメントのいただいたコメントの通り、添付書類 8 に記載しておりました内容から、方針を変更するものではないことから、甲斐活断層上昇側最大ケースの津波を、
0:29:05	入力津波の検討対象とする旨の方追記させていただきました。
0:29:09	同様の修正を、
0:29:11	他のその他の関係する反映箇所についても反映しております。
0:29:16	以上で終わります。
0:29:19	規制庁のS、修正承知しましたこれで結構です。以上です。
0:29:28	はい 15 年度ケンヅメです。それではNo. 4 について説明いたします。N-S2 期 006 回 01 の 14 ページの最下段から 15 ページを確認願います。
0:29:42	コメントとしまして、タービン補機海水ポンプ出口弁について、溢水に対する考え方を説明することについてですが、記載の通り、地震時に想定される溢水に対し、
0:29:54	機能を保持することを追記しております。同様の記載がある箇所についても同じく記載しております。以上です。
0:30:03	規制庁の服部です。はい。タービン補機海水
0:30:08	補機海水ポンプ出口弁について、溢水に対して機能を保持する設計とするという方針については確認をしました。
0:30:17	のでこのコメントに対しては了としたいと思います。一方で、
0:30:26	布設工認の詳細設計に於いて、
0:30:29	どのような 2 機能を保持する設計とするかというのは、
0:30:34	これはどこで説明があるのか説明してくださいどうぞ。
0:30:50	はい。中国電力の長田です。
0:30:53	今こちらのとか、
0:30:57	タービン補機海水系の出口弁につきましては、
0:31:01	はい。
0:31:04	浸水防止設備として、
0:31:07	強度耐震計算書等をお出しすることを考えておりますけどちょっと、具体的に溢水に対して、どうかというところをちょっと、
0:31:19	どこに入れ込むかというところをちょっと具体的に検討できておりませんでしたので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:26	どういふうに、
0:31:29	はい。いつ影響がないようにするかということ、はい。ちょっと
0:31:35	補足説明とかいろいろちょっと
0:31:38	ご説明できるようにいたしたいと思います。以上です。
0:31:42	規制庁の服部ですはい。許可の時ワーの説明では 12 条、許可の 12 条の方で説明をする。
0:31:52	方針を決めているということがあって、設工認の中に 10 許可の時の 12 条に対する設工認の、
0:32:00	対応のところの説明するのかなということ等、ちょっと想定してたんですけども今のところまだそこら辺の具体的な、どのように設計するかという詳細な設計内容については、
0:32:13	どこに行き、説明するかをまだ決めていないということなので、それは
0:32:20	後、今後、決めていただいて、
0:32:30	津波 2 に関する説明においては、
0:32:34	本来であれば本設の、これの補説の方かなということもあつたんですけども、一番後ろの、
0:32:50	N-S2 の、
0:32:53	他の 030 の会 01。
0:32:56	この資料を見ると、例えば先行サイトで説明されてる大ききな部分が浸水包摂の方で説明があるということですので、
0:33:06	そちらの方で今回の綱me
0:33:14	の配慮に関する説明の中では相当するところがないということで、
0:33:19	そちらの方で記載があるのかなということもちょっと想定をしていました。
0:33:24	どこで記載し、説明をされるかは決めていただくとして、少なくとも、
0:33:32	浸水干せIIでもいいですし、この津波の
0:33:39	配慮に関する説明のところでも結構ですけども、そのところ引用する形で、ここきちっとそういう詳細な設計がなされていますよというそういう説明でも結構ですし、
0:33:53	それを転記するような形で説明を加えても結構ですので、
0:33:57	少なくともどういう設計がされてるかということが、わかるような形で今後説明していただきたいと考えていますがよろしいでしょうかどうぞ。
0:34:09	はい。中国電力の長田です。はい。記載箇所等整理いたしまして、ご説明できるようにいたします。以上です。規制庁の服部です。
0:34:19	ちなみに今わかれば、各説明をいただきたいんですけども、許可の時ワー、
0:34:26	循環水ポンプ室が没水しても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:32	機能を保持できるような設計とするというような説明があったと思うんですけども、
0:34:38	今回、循環水ポンプ室については、新たに
0:34:46	浸水深という、凸地震計による、
0:34:50	破損による浸水深というのを
0:34:53	先ほど浸水量というのは先ほど説明があった通り決めてると思うので、その浸水深に対して機能を保持するという考え方もできますし、ちょっとどういう、
0:35:03	方針で設計をするのかということについて現時点で、もしわかっていたら説明いただきたいんですが、いかがでしょうかどうぞ。
0:35:16	はい。中国電力の長田です。はい基本的現段階で許可の時から、あまりちょっと進捗がございませんではい。弁の防水化とかそういうものを、
0:35:28	ところを今検討しているところでございます。
0:35:32	以上です。
0:35:33	規制庁の服部です。では今の時点では許可の時で説明があったように、当没水システムを、機能を保持できるような設計とするということで、
0:35:44	認識をしていますので、それは弁だけではなくて、当然
0:35:50	電気系とですね、
0:35:52	電源。
0:35:54	等も含めて、供給できるよう、受電できるような機能を保持するということも含まれてると思うので、その点も含めて検討いただくということでよろしいでしょうかどうぞ。
0:36:09	はい。中国電力の長田です。ご指摘いただきましたようにはい、当然明示しなければいけませんので、その辺も含めて、機能維持できることをご説明させていただきます。以上です。
0:36:21	規制庁のハツリですはいわかりました今後説明をお願いします。それでは次お願いしますどうぞ。ほ
0:36:33	続きましてコメント、ナンバー5 に対し、後の
0:36:39	広域的な余効変動が津波による施設への安全評価に影響を及ぼすことはないとしていた、設置変更許可段階での説明を削除した理由を説明することというコメントに対する、
0:36:51	回答について説明させていただきます。
0:36:54	N-S2-来-00601、基本設計方針に関する説明資料の7ページ及び8ページをご覧ください。
0:37:11	7ページの最下端で、それから、基準津波、基準地震動Ssの評価における検討用地震の震源において、最近地震は発生していない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:23	との記載から、その以降の広域的な余効変動は生じていないと、読み取れること、読み取れると判断し、広域な余効変動は生じておらず、の東海林ておらず、の記載を削除しておりましたが、
0:37:37	設置変更、設置許可時からの内容から、方針変更するものではないことから、設置許可時の記載に修正いたしました。
0:37:47	以上となります。
0:37:49	規制庁の服部です。はい。確認しました。これは了としたいと思います。それでは次お願いします。どうぞ。
0:37:59	はい。中国電力のケンヅメです。ナンバー6 のコメントについてです。資料ナンバーN-S2006 回 01 の
0:38:09	136 ページを確認願います。
0:38:13	コメントとしまして、浸水防止設備の隔離弁及びポンプについて、
0:38:18	動的機能維持に関わる方針を説明することについてですけれども、
0:38:23	記載の通り隔離弁については、基準地震動Ssによる応答に対して、
0:38:29	当該機器に要求される機能を保持する設計とすることを追記しております。
0:38:34	同様の記載がある箇所についても追記しております。
0:38:38	以上です。
0:38:41	規制庁の数円修正見てこれで結構です。はい。
0:38:45	以上です。
0:38:55	続きまして2 ページ目のナンバー7、
0:38:58	地震以外の要因、括弧海底地すべり、陸上地すべり、岩盤崩壊、火山現象による津波について、評価水位を説明することというコメントに対して回答説明させていただきます。
0:39:12	N-S2-添 1-004 回、02、
0:39:17	津波の配慮に関する説明書の 31 ページから 35 ページをご覧ください。
0:39:28	4 ポツの地震以外の要因による津波、
0:39:32	に関しまして、
0:39:34	前回です時には、文書のみで、
0:39:38	これらの津波による敷地への影響は、地震による津波より小さいと評価しておりましたが、
0:39:46	評価水位、水、申し訳ありません。地震以外の要因、海底地すべり、陸上地すべり、岩盤崩壊、火山現象による津波について、評価水位等の
0:39:58	図や表を追記いたしまして、地震による津波と比較し、影響が軽微である理由の充実化を図りました。
0:40:06	以上となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:09	規制庁のハツリです。はい。確認できました。これは了としたいと思います。次お願いしますどうぞ。
0:40:19	続きまして、コメントNo. 8、
0:40:22	基準地震動の震源と基準、基準津波の波源が異なる場合に、地震力と津波荷重組み合わせない方針について、
0:40:32	地震動と同時に津波が敷地に到達しないと評価した根拠が明確となるように説明すること。
0:40:39	といったコメントに対しまして、
0:40:41	NS2ー. 1004 階 0 に津波への配慮に関する説明書の 82 ページにてご説明し、
0:40:51	いたします。
0:41:01	前回提出時から修正いたしました箇所といたし箇所としまして、基準地震動の震源と基準津波の波源が異なる場合に、
0:41:10	地震力と津波荷重を組み合わせない方針について、
0:41:14	位置関係及び伝播速度の観点という二つの理由について、
0:41:19	の野辺地震動と、
0:41:22	同時に津波が敷地に到達しないことの説明について充実化いたしました。
0:41:28	以上となります。
0:41:30	規制庁の服部です。はい確認しました。これは了としたいと思います。次お願いしますどうぞ。ほ
0:41:39	中部電力のケンヅメです。ナンバー9 の米について回答します。
0:41:44	コメントとしまして、津波への配慮に関する説明書について、
0:41:49	設置変更許可日の審査資料からの変更点がわかる。
0:41:54	資料を整理し、変更の理由及び妥当性を含めて説明することについてですけども、
0:42:00	変更点として、タービン建物へ復水器を設置するエリアの漏えい検知器輸液高さを変更したことに伴い、循環水系からの
0:42:10	溢水が低減したことを踏まえ、
0:42:12	設置、
0:42:14	設置変更許可からの変更内容を、先ほど仲田から説明した通り、補足説明資料の 5 ポツ 3、津波による、市に対して、浸水対策を実施する範囲の考え方、
0:42:26	記載しております。以上です。
0:42:34	規制庁の千明です。こちらのコメントについては先ほど長田さんから説明があった内容、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:41	その内容で私としては大丈夫と思いますので、このコメントについては病棟したいと思います。次お願いします。
0:42:56	はい。続きましてナンバー10のコメントです。
0:42:59	コメントとしまして補足説明資料の項目について、先行審査プラントと比較した上で、項目を網羅的に提示し、各項目の概要を説明することについてですが、
0:43:11	こちらは1月21日のヒアリングにおいて、資料No.N-Sに、他030、先行審査プラントとの
0:43:22	記載との比較表として提出し、説明をしております。以上です。
0:43:29	はい。規制庁の吉良です。こちらのコメントについても結構です。
0:43:33	次お願いします。
0:43:37	はい。続きましてNo.11となります。
0:43:40	資料No.N-S2.100402-99ページを確認願います。
0:43:49	コメントとしまして、貫通部止水処置、屋外排水逆止弁等の許容津波高さについて、設定根拠を説明することについてでございますが、
0:44:00	記載の通り、貫通部開口部のさ、最下端高さに許容水頭圧高さを加算した値に修正しております。
0:44:10	また、屋外排水逆止弁の津波許容高さは、
0:44:13	防波壁の伝播高さが、
0:44:16	設定根拠であるため、電波法配筋を伝播高さに修正しております。
0:44:21	同様の記載がある箇所については、同じく修正しております。以上です。
0:44:28	規制庁のハツリです。はい
0:44:32	貫通部。
0:44:34	農協用地、あとは取水槽、床ドレン逆止弁のキョウチこれらについては
0:44:45	許容水頭圧高さを加算したということでこれは理解をしました。
0:44:50	一方で少しちょっとコメント内容がちょっと
0:44:57	私のコメントは少し間違ってるかもしれませんが、
0:45:01	この屋外排水の逆止弁についても、
0:45:05	逆止弁の許容高さというのは、おそらく、その逆止弁の設置位置とその逆止弁。
0:45:15	の性能として、許容水頭圧高さの、水圧がかかったときにも、
0:45:24	それが保持できるように設計するということですので、どちらかというトーン貫通部止水処置と同じように、
0:45:32	設置の高さ2強水頭圧高さを加算した値になるんだろうなというふうに思っています。
0:45:40	ただ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:48	資料の方を見てみると、
0:45:52	この許容値については、屋外排水の逆止弁の許容高さではなくて、114 ページですね。
0:46:06	屋外排水炉自体の
0:46:09	許容高さとして、防波壁の天端高さにしているということで、
0:46:17	屋外排水炉については、逆止弁がきちっと機能していれば、
0:46:24	実際、ここから経路からの流入というのはないということで、
0:46:35	そういう観点から屋外排水炉自体としての、
0:46:41	許容
0:46:43	津波高さとしては、
0:46:45	津波が防波壁を越えて敷地に入っとなければ、当然これは石堂からも入っとないだらうということで、
0:46:56	防波堤の天端高さをマクロ津波高さに設定しているというふうに理解をしているんですけども、
0:47:04	そういう理解で間違いがないかだけ確認したいんですが、いかがでしょうかどうぞ。
0:47:20	中国電力、清水です。はい。
0:47:23	大体おっしゃっていただいたような方向かとは思いますがこちらの趣旨をご説明させていただきますと、
0:47:30	逆止弁の方は防波壁B。
0:47:34	の、下部に貫通して屋外排水炉のところに、屋外排水量逆止弁を設置して、そちらで取水しているということと、5 廃棄とほぼ、
0:47:47	一体構造ではないですけども同じところに設置しているということで、防波壁の天端高さ 15 メートルには耐えられるように、
0:47:58	設計しているということでこのように書かせていただいております。はい。はい。
0:48:04	基本的には同じようなことかと思えます。以上です。
0:48:09	規制庁の服部です。すいませんもう一度確認したいんですけども、
0:48:13	この 114 ページにある屋外排水炉。
0:48:17	を流入箇所としていますけれども、
0:48:20	この屋外排水炉っていうのは、
0:48:23	屋外排水の逆止弁。
0:48:27	というようなイメージで、屋外排水量と書いてあって、
0:48:32	屋外排水の逆止弁の許容津波高さとして、
0:48:39	防波壁の高さを考慮しておけば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:44	問題す機能には影響がないということで、この 15 メートルを設定したというふうに今聞こえたんですけれども、その理解でよろしいでしょうかどうぞ。
0:48:57	はい。中国電力志水です。はい。おっしゃる通りでございます。屋外排水炉からの流入に対しまして屋外杯する逆止弁で、止水するという考えでございますので、逆止弁の
0:49:11	の許容津波高さを書いてございます。以上です。
0:49:15	規制庁の服部です。はい確認ができました。それではこの 11 番については了としたいと思います。それでは次お願いしますどうぞ。ほ
0:49:27	はい中国電力のケンツメです。続いてNo.12 のコメントですが、
0:49:32	回答整理表N-Sに他 072 の 6 ページの
0:49:38	ナンバー5 を確認願います。
0:49:41	コメントとしましてタービン補機海水ポンプ出口弁の閉止時間について、第 1 回補正申請の内容から変更した根拠及び経緯を詳細に説明することについてですが、
0:49:54	タービン補機海水ポンプ出口弁の閉止時間の変更について、
0:49:58	変更内容の詳細を追記しております。
0:50:01	追記箇所は赤字で直しております。同様の記載がある箇所についても、同じく追記しております。
0:50:09	以上です。
0:50:12	規制庁チギラです。内容確認しましたのでこれで結構です。次お願いします。
0:50:21	はい。続きましてナンバー13 のコメントになります。
0:50:24	資料ナンバーNS2.1、
0:50:28	ー004 回 02 の
0:50:30	191 ページを確認願います。
0:50:36	コメントとしまして、
0:50:40	はい。
0:50:41	漏えい検知器及びタービン補機海水ポンプ出口弁配置図について、タービン補機海水系配管ルート及び床面高さを追記して説明することについてですが、
0:50:52	図、図の中へ配管ルート及び床面高さを追記しております。以上です。
0:51:00	規制庁、実用炉審査部門の服部ですが記載、
0:51:06	されてることを確認しました。で、
0:51:09	もう一度確認なんですけど
0:51:10	この図

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:12	4-3 の絵の下側の左上の方に黄色い部屋があるんですが、この中には配管は、
0:51:21	ないんでしょうか。
0:51:27	直前のケンツメです申し上げますこの先もはい放水量に向かって配管が伸びております記載漏れとなります。
0:51:36	申し訳ございません。はい。それとですね、13 番のコメントの右側のCOへの反映箇所なんです、比較表の方が 260、
0:51:48	ページになってるこれ 259 ページだと思うんですが、
0:51:53	違いますでしょうか。
0:52:01	中国のケンツメです。ご指摘の通りはいページ番号間違っておりました。申し訳ございません。
0:52:07	はい。この件に関しては以上です。
0:52:21	はい続いてナンバー14 のコメントについてお答えします。資料ナンバーN-S 2.104 階 02 の
0:52:31	117 ページを確認願います。
0:52:35	コメントとしまして、
0:52:37	許容漏水量と同等の浸水が発生すると、想定することが安全側の評価となる とした考え方について、安全側の評価となる根拠が明確となるよう説明することについてですけども、
0:52:51	浸水量評価における浸水量の算出については、安全側の評価とするため、漏水の可能性のある箇所の
0:53:00	許容漏水量と同等の浸水が発生すると想定し、浸水量を設定することを追記しております。
0:53:08	以上です。
0:53:10	規制庁の服部ですはいこれについては確認しました。
0:53:14	1 点ちょっと確認をさせていただきたいと思います。
0:53:18	この雇用の数量というのは、
0:53:21	あくまでも設備のメーカーが、製品の品質として、
0:53:28	最大限許容している漏水量ということで、その漏水量を、
0:53:36	今日漏水量として、要するにメーカーがここまでは漏水する可能性があります という最大量なので、その最大量が発生すると想定することによって安全側の 設定になっていると。
0:53:51	ということで、この強漏水量という言葉を使ってるというふうに理解してるんです けれども。
0:53:58	その理解は正しいでしょうかどうぞ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:05	はい。中国でのケンヅメです。ご理解の通りはい、その形で記載しております。以上です。規制庁のハットリですはいわかりました。
0:54:15	前もちょっと聞いたんですけども、許容値meanno許容値の分の漏水を考慮してるんだから、許容する許容されるのは当たり前ですよっていうような、
0:54:26	ちょっとニュアンスで、この共用数量っていうのを見てしまうとちょっと混乱してしまうんですけども、先行から同じような記載になってることもありますし、今の説明で理解しましたので、
0:54:38	ここについては了として、したいと思います。
0:54:41	よろしいでしょうかどうぞ。
0:54:47	はい。その形でよろしくお願ひします。
0:54:50	続いてはいナンバー15のコメントについて、
0:54:54	であります、
0:54:55	浸水防止設備に、
0:54:57	位置付けられている原子炉補機海水系配管、縫製管等について、基準地震動Ssによる地震力に対してバウンダリ機能を保持させる。
0:55:08	設計方針のほか、弾性設計用地震地震動SDに対する設計方針を説明することについてであります、
0:55:17	資料ナンバー
0:55:18	駅 006 回 01、136 ページを、
0:55:23	確認願ひます。
0:55:29	はい。こちらに浸水防止設備のうち、機器配管系は、
0:55:36	配管系に属する隔離弁、ポンプ及び配管は、弾性設計用地震動SDによる地震力またはSクラスの施設に適用する静的地震力のいずれか大きい方の
0:55:49	尽力に対しては、概ね弾性状態に留まる範囲で耐えられることというふうに記載しております。以上でございます。
0:55:57	規制庁、実用炉審査部門服部です。記載内容を確認しました。これでOKです。
0:56:10	中国電力。
0:56:11	ウノニシカワです。続きましてNo.16、コメント内容が、設計に用いる遡上派の流速について、棒廃棄前面海域での評価位置を設定し、
0:56:23	それぞれの評価位置における最大流速の一覧を整理して説明すること。
0:56:29	というコメントに対しまして、
0:56:31	説明させていただきます。
0:56:33	資料番号N-S2-方-018-02 回 04、津波への配慮に関する説明書に関わる補足説明資料、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:43	ページ、
0:56:45	57 から 96 ページを、のをご覧ください。
0:56:52	A4 本、補足説明資料 4 ポツ 1、設計に用いる訴状はの流速について、内容について修正いたしました。
0:57:02	ページ 71 ページをご覧ください。
0:57:13	訴状は 2 そ情報の流速について棒廃棄全面会計での評価位置を設定し、それぞれの評価位置における最大流速の一覧を政治整理して説明することというコメントに対しまして、
0:57:25	最大流速分布図、
0:57:28	最大流速分布図から、流速の抽出地点を拡大いたしまして、
0:57:34	それぞれ評価対象施設の直交方向の流速について、
0:57:39	赤枠の範囲での最大申し訳ありません拡大図内の赤枠の範囲での各最大流速を表に整理いたしました。
0:57:51	これが基準津波 1、防波堤あり沈下なしと基準津波 1 の防波堤なし沈下なし。
0:57:59	基準津波、4 防波堤あり、沈下なし、基準津波 4 防波堤なし沈下なしについて、同様に、
0:58:08	拡大図の方拡大図と表の方、整理して追加しております。以上です。
0:58:18	はい。規制庁チギラです。
0:58:20	すいません幾つか確認をしていきたいと思うんですけど、今回
0:58:29	方の評価対象施設に対して、直行方向の流速、
0:58:34	だけをですね、抽出してるっていう、その理由に理由って何かあるんでしょうか。
0:58:44	中国電力のセイキです。
0:58:46	施設の設計に用いる流速ということで施設の直交方向の流速を抽出するその最大流速を抽出することが、施設の設計に対して保守的になると考えまして、
0:58:59	直行方向の流速の方を抽出したというものでございます。以上です。
0:59:04	麻生。はい。規制庁チギラです。
0:59:07	個別と、
0:59:10	をですね指摘をしたときの、ヒアリングの時にも申し上げたんですけど、
0:59:17	今のこの補足説明資料の 96 ページ、
0:59:21	のところでは、この荷揚げはですね、土産バー。
0:59:26	についてはですね各、
0:59:29	地点の流速で、直行方向に限らずですね、
0:59:36	その座標でVX飛ぶ岩井を決めて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:40	それプラスですね大勢の流速も出してですねそれで比較をしてもらっていて、 こんな形で、全体、
0:59:50	整理しています。
0:59:51	いただきたいというお話をさせてもらいましたので、ちょっとこのような形です ね整理していただきたいなっていうのと、
1:00:00	今、江藤主務地点、
1:00:05	で抽出しているところでちょっと評価地点の番号がですね
1:00:10	ちょっと何か番号が重複というかですね、同じ番号、①っていうのが何回も出 てきたりとかするので、ユニークな番号でですねちょっと
1:00:21	裁判してもらってですね、
1:00:24	それで全体一覧ですね、見えるような形ですね、いたいなと思っているん ですけど。
1:00:30	そちらについては、そのような整理では可能でしょうか。
1:00:40	中国電力のセイキです。
1:00:42	今おっしゃっていただきました趣旨理解いたしました直行法施設に直交方向の 流速ということで大きなものを抽出していると考えておりますが、
1:00:53	ベクトルで表した時にす、二条城の足し算のルートということで、少し大きくなる ということはお指摘の通り、あろうかと思えます。こういったものにつきまして も、
1:01:05	方向性等も検討しながらですね、採用すべきものは整理して採用させていた だくということで、引き取って検討させていただきたいと思えます。また、
1:01:21	また
1:01:22	見せ方の方ですね、
1:01:26	どちらの地点から抽出したかというところ番号の方重複しているところ等整理 しまして見やすい番号にして、お示しできるように工夫したいと思えます。以上 です。
1:01:40	はい。規制庁千田です。よろしくお願ひします。衛藤ですけどちょっと補足をち よっとしてもいいですか。
1:01:48	はいどうぞ。
1:01:50	多分ですね中国電力の方はちょっと勘違いしていて、または先行実績を
1:01:58	理解してないのかもしれないんですけど、
1:02:01	基本と、
1:02:02	東海第2とかですね女川と東海第2なんかはかなりですね、宮尾、いわゆる ショートするときの直交方向のベクトルだけじゃなくて、
1:02:12	全方位で考えて、基本的に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:15	厳しい方向、最大の速度が出る。
1:02:19	ベクトルで設計してるんですね。なぜそういうことが必要かっていうと、シミュレーション解析なんていうのはですね基本的にそれほど精度というものということから考えると、不確かさがかなり含まれていると。数値解析ですね、もともと、
1:02:34	我々の規制基準の根底にあるのはそういうことが書いてあると思うんですよ。ですので、
1:02:41	基本的には先行実績においては、
1:02:44	そう。うん。
1:02:45	で、
1:02:47	孔口の話ではなくて、
1:02:49	最大でクトル
1:02:55	設計課長として、立川里見見込んでるんです。
1:02:59	ただ、経緯がある。
1:03:05	コメントを解釈していただければいいと思うんですが、ここに関してはどうですか。
1:03:11	中国電力のセイキです。
1:03:14	申し訳ございません積算コメントが少しですねとぎれとぎれによってこちら聞きづらい聞き取り気十分できていないところがありました。申し訳ございません。もう一度もう一度言うね。
1:03:27	もう一度言うけども、基本的に言いたいことは、先行実績を見てみればわかるんですけど、基本的に言うと、膨張ての面直行方向のベクトル。
1:03:38	の速度を拾うんじゃなくて、
1:03:41	数値解析の不確かさも踏まえて、
1:03:46	最大流速、
1:03:48	衝突することを設計して欲しいんですよ。
1:03:51	それが今までの審査実績になってますから、それを理解していないんじゃないかとお伝えしてるんですが、もうこれでわかってましたが、
1:04:04	はい、中国電力ヨシツグでございます。ご趣旨理解いたしました。確認して資料の方に反映させていただきたいと思います。以上です。
1:04:13	課長さん、福士。
1:04:15	それでよろしいですね。
1:04:17	はい。それで結構です。それでは、ありがとうございます。それでちなみにですね今これはちょっと質問なんですけど、
1:04:28	今施設の一番、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:31	近いところ施設に面するところの1メッシュなんですかね、のあの辺りを抽出してるんですけど、
1:04:40	これはあれですかねもう少し離れると全く小さくなるから、あんまり行けないですよっていうことで除外しているのか、それ。
1:04:53	数値は出てるんだけどまだ整理しきれてないのか。
1:04:56	ていうところでもしスーチーが出てるんであればですね隣、施設の隣接する目中だけじゃなくてですねもう少しですねグリッドというかですね
1:05:11	その近傍のところもですね、ちょっと
1:05:15	どのような流速なってるかっていうのを確認したいんですけどそれは可能でしょうか。
1:05:24	中国電力のセイキです。
1:05:26	今ご指摘いただきました、施設の近傍を見ているというところですが、最大流速の方がですね浅くなるところで、最大の流速が出てくるというところで施設の
1:05:38	直近の名週から、これを抽出するのが保守的であるとは考えておりますがそこを赤の範囲は保守的に数メッシュですね広げて
1:05:50	最大の流速を抽出しているという保守性を持たせたようなものでございます。しかしながら先ほどの江崎さんのコメントで、ほぼ保守的に考えるようにといったコメントをいただいたと認識しておりますので、
1:06:03	そちらも含めてですね、改めて検討させていただきたいと思います。以上です。
1:06:10	ちょっと話割り込みますけども、うちらが言ってるのはその枠っていう話もあるんですけど、そもそもですね許可から話はしていますけども、
1:06:21	前回能勢先行サイトにおいてもですね基本的にはこの
1:06:25	施設の近傍施設の近傍とか発電所の近傍ですね。だから、施設の
1:06:31	数メートル手前の話ではなくて全体を見渡したときに、
1:06:36	その速度が一番大きければそれを使うという趣旨なんですよ。
1:06:42	なぜならば、
1:06:44	この漂流物は、一度ある程度一定速度に、
1:06:50	ちょっと嘘です。
1:06:53	今日リブツがですね進んでしまうと、基本的には減衰しないですから、ぶつかるまでは衝突するまでは減衰しないと考えていただいて、そうすると、この発電所、
1:07:03	構内近傍のですね中で、最大の流速を持ってきてそれで設計するっていうそうなるんですけど。それはあまり限定的なことを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:13	をされるのではなくて、基本的にはそれを入力津波と同じで、その発電所の勤務を、
1:07:21	近傍の港湾内で最大の流速を選んでくるっていうことが、今までの
1:07:28	センコーサイドの実績であり、そうしたことも踏まえて保守的に設計し、されている。
1:07:35	るわけなんですねそれもちゃんと踏まえて、それを変えるのであればそれは実績のない評価書なんで、それは会合案件としては扱わせていただけますかそれよろしいですか。
1:07:47	中国電力のセイキです。おっしゃっていただきました趣旨よく理解できました。エーワン、全体といいますかこちらの
1:07:59	区切った範囲を、ではなく、広いところで見させていただいて最大の方を抽出するということで、全厚の方もよく勉強させていただいて資料化させていただきたいと思っております。以上です。
1:08:16	はい。規制庁木田です。ではこのコメント 16 番については引き続きですね継続で検討して、それでまた結果をですね説明していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。
1:08:31	では次お願いします。
1:08:34	はい。中国電力のケンヅメです。
1:08:36	No.17 のコメントについてですが、資料ナンバー NS2.1、A-004 回 02 の
1:08:45	121 ページを確認願います。
1:08:49	コメントとしまして、S水層海水ポンプエリアからの漏水が、取水槽循環水ポンプエリアへ浸水することがわかるよう、記載を適正化して、
1:08:59	説明することについてですけども、
1:09:02	f水槽海水ポンプエリアからの漏水が、
1:09:05	水槽循環水ポンプでにすることがわかるよう、
1:09:09	海水温ポンプエリアからの漏水を想定し、を追加しました。以上です。
1:09:19	規制庁のハットリですはい確認できました。
1:09:22	外郭防護 2 のは、記載については、
1:09:27	防水区画化範囲等浸水する範囲を分けた形で申請する範囲から防水区画版への影響みたいな感じ、形で
1:09:38	記載がなされてるということなので、それが明確になるように書いてくださいということでした。具体的に言うと、海水ポンプエリアの漏水が循環水ポンプエリア、
1:09:52	循環水ポンプ名、循環水ポンプエリアの漏水は海水ポンプエリア、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:57	という形になっているということですね。ただ一方で当然、循環水ポンプエリアの漏水による、対する循環水ポンプエリアの
1:10:06	もう影響とかも、それで同時にわかりますので、それも同時に評価されてると
1:10:17	いうことで、記載だけなんですけれども、こういうような、
1:10:21	表現を追加していただいたということなんですけれども、
1:10:27	そういう考えなんですけどよろしいでしょうかどうぞ。
1:10:39	はいご理解の通りで、記載させていただきました。以上です。規制庁の服部で
1:10:44	す。はい、ではこれは了としたいと思います。それでは次お願いしますどうぞ。
1:10:50	はい続きましてナンバー18 のコメントとなります。N-Sに、
1:10:54	. 1004 回 02 の 130 ページを確認願います。
1:11:00	コメントとしまして、図 3-28。
1:11:02	美術施設が含まれてく含まれていることがわかるよう適正化して説明すること
1:11:16	についてです。
1:11:20	図のタイトルを、
1:11:27	設計基準対象施設、括弧重大事故対象設備を含むの、津波防護対象設備を
1:11:30	内包する建物区画に変更しました。以上です。
1:11:34	規制庁の服部ですはい。記載の、
1:11:39	修正内容はわかりました。少し確認をさせてください。
1:11:44	この記載だ等、
1:11:49	設計基準対象施設の中にある。
1:11:52	重大事故対象数、設備、
1:11:57	も含むよというような記載にも見えて、
1:12:00	私が想定してたタイトルと少しイメージが違うなっていうのが少しありました。
1:12:04	なぜかという、
1:12:08	例えば常設代替交流電源設備があるガスタービン発電機がある建屋は、
1:12:16	設計基準対象施設ではないの
1:12:20	衛生施設なので、
1:12:29	私が想定してたのは設計基準対象施設及びSA施設の防護対象設備を内包
1:12:34	する建物、
1:12:40	区画というのをイメージしてたんですけども、一方で、
1:12:45	この図を見る等、SA施設の名称は入ってなくて、あくまでもSA設備、
1:12:50	名称になってるので、これでもいいのかなという気もするんですよ。
1:12:55	ちょっと確認したいのは、この括弧の中に、重大事故対処設備を入れた。
1:13:00	という、中国電力の考えを少し説明していただきたいんですがよろしいでしょう
1:13:05	かどうぞ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:57	中国電力の長田です。少々お待ちください。
1:13:31	中国電力の長田です。ちょっと今確認しておりますけれども、設置許可段階でちょっとこのような記載があったかと思っております、
1:13:41	すいませんそこが設置許可と違う書き方になってしまっていたということで、このような表現に修正を、
1:13:50	いたしたところでございます。
1:13:53	以上です。
1:13:56	規制庁の服部です。ごめんなさい。
1:13:59	設置許可段階は、この括弧の中が入っていなかったということだ。
1:14:05	だと思います。
1:14:06	ただ設工認のそのタイトルぐらいは変えても構わないということで、ちょっと確認をしたんですけれども、
1:14:13	実際この中を見るとSA設備が入っていると、
1:14:17	ただSA設備は入ってるけどもSA施設としての名称はないと。
1:14:22	ということなので括弧の中に、クリック設計基準対象施設の
1:14:28	中ののに続く括弧の中に、衛生設備を入れた、含むと書いてある。
1:14:34	ただ、SA設備を含むって書いてしまうと、
1:14:38	設計基準対象施設の中にある、殊SA設備を含んでますよというような、読み方もできるこれと、ただのタイトルなんであんまこだわりはないんですけれども、
1:14:52	ただそういうことで考える当間独立したSA施設であるガスタービン建物を、いわゆる常設代替交流電源設備が入ってる場所は、
1:15:02	設計基準対象施設ではないし、
1:15:05	あくまでも設計試運解消施設の中にある。
1:15:09	10台、SA設備でもないの、
1:15:11	こちら辺はどういうふうに考えるのかなということで、
1:15:17	いや
1:15:19	あんま詰めるつもりは全然なくて、そこら辺の中国電力の考え方だけちょっと確認したかったんですけど、いかがでしょうかどうぞ。
1:15:30	はい。中国電力の長田です。ご指摘ありがとうございますちょっとその辺の今、服部さんからご指摘いただいた内容とかをきちんと踏まえてですね設置許可段階とかそういうわけではなくてちょっと
1:15:45	表現をもう一度確認をしてご説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。規制庁の服部です。はい。
1:15:56	これで内容はわかるので、今回コメントとして残さないんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:02	少なくともちょっと考えてもらってももう少しわかりやすい。
1:16:07	越冬隊とルー又のタイトルなので、田井とルーが 2、変えましたということであればそれはそれで結構ですので、次回で説明でもしていただければ、説明をしていただければと考えています。
1:16:22	よろしいでしょうかどうぞ。
1:16:25	はい。中国電力の長田です。はい、ご指摘を踏まえましては岩田我々としてきちんとご説明できるタイトルに、を確認をして、
1:16:36	ご説明させていただくようにいたします。以上です。規制庁の服部です。はい。それに加えて、最初のコメントリストの 3 ページの方の、
1:16:48	18 番を見ていただきたいんですけども、
1:16:50	コメント内容としてこちらが間違ったのかもしれないんですけども、
1:16:55	DB施設が含まれていることがわかるように適正化して説明することって書いてあるんですけど。
1:17:01	コメントの趣旨は、SA施設が含まれていることがわかるように、
1:17:05	適正化してくださいと言ったつもりなので、
1:17:09	少しそこら辺が誤記なのかなということで、ここも訂正していただいたついでに訂正していただきたい。していただきたいんですけどよろしいでしょうか。どうぞ。
1:17:21	はい。中国電力ケンヅメです。はいコメントリストは変更したいと思います。以上です。規制庁の服部ですはいわかりました。では次お願いします。
1:17:31	規制庁の服部ですすみません。今の 18 番については了としたいと思いますのでお願いします。では次お願いしますどうぞ。
1:17:41	はい。ではNo.19 のコメントとなります。資料ナンバー、N-Sに. 1-004 回 02 の 90 ページを確認願います。
1:17:57	コメントとしまして海域活断層の入力津波高さを考慮してる設備について、設置許可との整合も踏まえて、考慮する、入力津波高さを説明することについてですが、
1:18:10	海域活断層を震源とした地震等により、
1:18:14	防波堤が尊重した場合、補修に長時間を、
1:18:18	長期間を要することも想定する、されることを踏まえ、日本海島縁部に想定される地震による、
1:18:25	津波に対する津波防護についても考慮することを追記しました。
1:18:31	またこのことを踏まえ、考慮する津波、入力津波高さを日本海島縁部に想定される地震による津波に修正しております。
1:18:40	以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:43	規制庁のハツリです。ここは少し、記載の適正化で継続をします。
1:18:49	ここで言いたいのは、
1:18:54	海域活断層を震源とする地震による損傷にここでは限定しているような記載になってますけれども、
1:19:02	あくまでも、
1:19:04	地震によって、防波堤とか、低耐震クラス、
1:19:09	が損傷した場合に、それが次、日本海島縁部が来襲するまでの間に、確実にそれが
1:19:22	更新されてるといふか、
1:19:25	元に戻ってるという、保証がないので、それについては保守的に損傷するものとして評価しますという方針だと思うので、
1:19:36	その地震については、海域活断層の地震を震源とする地震に限定していません。
1:19:42	当然宍道断層を震源とする地震についても、損傷した場合は、越冬する可能性もありますので、
1:19:51	この海域活断層の震源に限定したのは、
1:19:56	こちらガーダーのコメントがそうになっていたのか、それとも何か違う。
1:20:02	考え方があるのか、その辺について中国電力の考え方をまず説明してくださいどうぞ。
1:20:09	はい。中国電力の永田です。一応すいません、コメント回答のところは、海域活断層を震源とした地震法によりという記載にさせていただいております、
1:20:21	先ほどの説明書の
1:20:24	資料番号が、
1:20:26	. 1004 階 02 の通しの 90 ページの方は、はい先ほど服部さんがご指摘がありました黄色ハッチングの部分ですね、ここは、
1:20:41	はい産業、黄色ハッチングの 3 行目でまた敷地近傍の震源による、
1:20:46	地震により防波堤がその趣旨とかそういう記載にさせていただいておりますので、ご趣旨、
1:20:52	に沿った説明になっているかと思えます。以上です。
1:20:58	規制庁のハツリですそうだった。
1:21:02	出ますね排水。
1:21:05	わかりました。
1:21:09	そうですね。
1:21:12	あれすみませんちょっと私の認識違いかもしれないですけどどっちか、どこかに何か海域活断層の震源とするというのがですね当初の中にも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:22	反映されてたのかなと思ってこれ、
1:21:25	結構各所にあるので、
1:21:28	思っていたんですが少し、ちょっと勘違いかも。
1:21:33	すいません。それであれば了としたいと思いますので、
1:21:39	そちらの方で、敷地近傍の震源による地震という言葉がすべての
1:21:46	反映箇所に使われてるかどうかだけ確認してと思われませんかどうぞ。
1:21:52	はい。中国電力の長田ですはい。はい活断層の地震に限定したものでないという趣旨は理解しておりますので、確認をして、
1:22:02	そういうところがありましたらまた適正化をさせていただきたいと思います。以上です。規制庁の服部です。はいわかりましたでは行って来、てこのコメントについては両西田衛藤。
1:22:16	前言撤回で良にしたいと思いますのでお願いします。次お願いしますどうぞ。
1:22:23	はい。中部電力、ケンヅメです。
1:22:25	続いて
1:22:27	コメントNo.、20 となりますが、
1:22:30	資料No.N-S2.1A-00402 の
1:22:36	143 ページを確認願います。
1:22:39	コメントとしまして非常用海水ポンプ及び水中ポンプ、
1:22:44	こちら等の担いておましてその要否を確認し、必要に応じて修正して説明すること。ついてであります、大型送水ポンプ車及び大量創通社の
1:22:55	附属日であるSGポンプについて、
1:22:58	こちらではここで水中ポンプと定義しておりますので、等は不要のため削除しております。以上です。規制庁のハツトリですはい確認しました。これ了としたいと思います。次お願いしますどうぞ。
1:23:14	中国電力西川です。ナンバー21 のコメント。
1:23:18	基準津波以外の津波に関して設置許可での説明内容を反映して説明すること。
1:23:25	いったコメントに対しまして、説明させていただきます。
1:23:29	N-S2-添 1-004 回 02 津波への配慮に関する説明書の 147 ページをご覧ください。
1:23:40	147 ページに、
1:23:42	基準津波以外の
1:23:45	津波に関しまして、
1:23:47	基準津波 4 と比較して、取水口位置における水位下降側の入力津波高さから想定される敷地への影響が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:55	小さいため、
1:23:56	ポンプの取水性に対する影響は軽微であるという旨を追記させていただきました。
1:24:03	以上です。
1:24:07	規制庁の服部です。1点確認をさせてください。
1:24:11	この記載取水性への影響は軽微である。
1:24:18	というふうに記載をされていますけれども、
1:24:21	一方でこの取水性の説明については、例えば 148 ページ、
1:24:28	等を見ると、
1:24:29	一番下の文章ですね。
1:24:32	許容力よりも値十分小さいため、非常用海水ポンプの取水性に影響はない。
1:24:40	という、影響はありませんとはっきり断言していると。
1:24:45	ここを警備、
1:24:47	だと言う表現にしたのは、何か理由があるのでしょうかどうぞ。
1:24:56	中国電力のセイキです。こちらで弊社高田ことは基準津波 4 と比較しその他のものは、
1:25:07	影響はないということを軽微であるというふうに表現しております。
1:25:17	影響はないという記載でも問題ないかと思えます。以上です。
1:25:22	規制庁の服部です。はい。
1:25:26	もしそういう理由ならば記載を適正化していただきたいと思えますし、
1:25:33	基準津波をよりも小さいんだけれどもう、
1:25:38	影響は少なからず何かあって、
1:25:42	ただその影響については、あまり大きくないんだよということであれば、
1:25:49	本当に取水性が確保されるのかというところまで詳しく説明をいただく必要がありますので、
1:25:56	もう一度
1:26:00	補本当に影響がないと檀中国電力で評価してるのであれば、
1:26:08	それはそれでいいんですけども、影響はあるんだけれどもということがあれば、その旨説明していただきたいと考えていますがいかがでしょうかどうぞ。
1:26:19	中国電力のセイキです。147 ページのほうに記載しております通り取水口位置における水位下降側の津波高さという意味では、
1:26:29	基準津波 4 が代表であるということは、これまでの審査の中でも述べてきた通りでございます、その他が、その基準津波 4 に比べて、
1:26:41	影響はないということは記載できると考えておりますので、記載のほう適切か適正化させていただきたいと思えます。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:49	規制庁の服部ですはい。わかりました。最も引き波の水位が低くなる。
1:26:56	ものよりも高いの影響はないんですということだというふうに理解しましたので、必要に応じて適正化のほうをお願いしますどうぞ。
1:27:08	中国電力のセイキです。承知いたしました。
1:27:12	規制庁の羽鳥です。それではこれは継続にします。次をお願いしますどうぞ。
1:27:20	はい。中国電力のケンヅメです。
1:27:22	続きまして、ナンバー22 のコメントについてです。
1:27:26	資料ナンバーN-Sに、1E-00402 の 9 ページを確認願います。
1:27:34	コメントとしましてタービン補機海水系隔離システムの構成等について、
1:27:39	前段で説明する等、記載を適正化して説明することについてであります、
1:27:45	津波への配慮に関する説明書及び基本設計方針に、
1:27:49	タービン補機海水系隔離システムの機器構成及び概要について追記しております。
1:27:56	ここでちょっと誤記がありまして
1:27:59	この基本の方針の記載先、
1:28:04	AA006 の
1:28:06	ページ 94 ページと 127 ページに同じ記載があるんですが、そちらの津波の記載について一部、襲来と書いておりましてこれ正しくは来週となりますので、
1:28:19	こちら違う。
1:28:21	1 回で修正したいと思います。
1:28:24	コメンに対する回答は以上です。
1:28:26	規制庁のハツリですはい確認しました。次をお願いしますどうぞ。
1:28:33	はい。続いて、ナンバー23 についてです。
1:28:36	広尾ナンバーN-S2.10004802。
1:28:40	こちらの 178 ページを確認願います。
1:28:44	コメントとしまして、逆止弁の設置位置について記載を適正化する。
1:28:49	木下氏適正化して説明することについてですが、逆止弁はダクトではなく、配管に設置されますので、そのような記載に適正化しております。以上です。
1:29:01	規制庁の服部ですはい確認しました次をお願いしますどうぞ。
1:29:07	中国電力の西川です。No.24 のコメントについて説明させていただきます。
1:29:13	資料番号Na図 2-添 1-004 階に、
1:29:18	赤い 02、92 ページの方をご覧ください。
1:29:22	コメントいただいたコメントとしましては、入力津波高さに対して参照する裕度の設定の考え方について、図等を追加して説明することでコメントいたしまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:33	節を考慮した裕度及び参照する裕度の設定の考え方に関する、概念図の方を、図 3-1、(1)、高潮の考慮の概念図、基準津波 1 防併記
1:29:46	としまして追加させていただきました。以上となります。
1:29:51	規制庁のS、A図での説明ありがとうございますこれで一目でわかりやすくなったんですが、
1:29:59	ちょっと日本語についてなんですけども 91 ページ。
1:30:04	この(2)評価方法のポツのところの 2 段落目の、
1:30:10	方法最後の方なんですけど、設計上の裕度の判断の際に考慮するってことなんですけど、これ、考慮するってことはこの参照する裕度が実際のセキ裕度を超えたらどうなるんでしたっけ。
1:30:36	中国電力の長田です。設計上考慮いたしますので参照する裕度を足しても、
1:30:44	許容値を超えないように設計をするとそういう趣旨でございます以上です。
1:30:50	そこら辺明確に書けないですか何か考慮するっていう文言結構何か裁判とかでも争いになって、
1:30:57	るのではっきりできるならばはっきりした方がいいかなと思うんですが。
1:31:12	はい。中国電力の長田です。はいちょっとご指摘を踏まえまして、ちょっと記載を検討し、いたします。以上です。お願いします。
1:31:29	次お願いします。
1:31:34	はい。中国電力のケンヅメです。ナンバー25 のコメントとなります。
1:31:38	白ナンバーMS2.1004 階 02 の 99 ページを確認願います。
1:31:48	コメントとしまして水槽除じん機エリア、テンパ
1:31:53	開口部の裕度について、切り捨てていることが、
1:31:57	わかるよう記載を検討して説明することについてであります、
1:32:01	2 号機取水槽における入力津波の値、
1:32:05	EL10.6 は、
1:32:07	EL10.54 メーターを安全側に切り上げた値であり、
1:32:12	許容津波高さ、EL113 メーターとの差は 0.76 となります。
1:32:19	この辺りは参照する誘導 0.64 メーターを考慮しても、1 メーターの誘導があるという記載になっております以上です。
1:32:30	はい。
1:32:31	あれ、少々すみません、書いてあるページちょっと見つけたんですもう一度書いてあるページでいいですか。
1:32:44	15 年の件ですはいコメントリストとしてはいい回答させていただいた形をとっております。
1:32:53	これ資料には記載しないんですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:00	中国電力の長田です。入力津波 2 の設定の考え方としまして、子供会等に書かせていただいたように、小数点第 2 を、
1:33:11	切り上げてもうルール上相違しておりますので、
1:33:16	ここはちょっと差が少なかったということで、はい。ちょっと、
1:33:21	詳細な中身の説明ということで、
1:33:25	こちらのコメント回答リストでの回答と今させていただいております。以上です。
1:33:32	これ、確かあれですよね見た目の数字が同じになっちゃってるやつですよ。
1:33:47	すいません少々お待ちください。
1:34:00	すいません全体の記載方針で数行書いてあるということなんで承知しました。結構です。
1:34:09	次お願いします。
1:34:13	はい続いてナンバー26 となります。
1:34:16	同じ資料の 118 ページを確認願います。
1:34:22	コメントとして床ドレン逆止弁について、分解点検等の記載も追加して説明することについてであります、日常点検及びパトロールに加え、
1:34:32	分解点検等を実施することを追記しました。以上です。
1:34:37	はい、規制庁枚数これも結構です。
1:34:43	はい。続いてナンバー27 となります。ええよ、やはり同じ資料で 131 ページを確認願います。
1:34:50	コメントとしまして、図 3-29、タービン例えばの、
1:34:55	平面図にSクラスの設備を設置するエリア縁ヒガシを追記して説明することについてですが、図の中へ各エリアの名称を追記しております。以上です。
1:35:06	規制庁のです。これで結構です。次お願いします。
1:35:14	はい。続きましてナンバー28 です。
1:35:17	こちらも同じ資料で 136 ページを確認願います。
1:35:23	コメントとしまして、表 3-15、注記の床勾配の考慮について、SEを含めた数値であることがわかるよう記載して説明することについてですが、
1:35:34	浸水水位の算出にあたって、床勾配、括弧 0.05 メーター、及び、建築施工公差 0.025 を、
1:35:44	考慮して、水上高さ 0.075 を、
1:35:48	浸水算出の基準点としていることを追記しております。以上です。
1:35:53	はい。これも規制庁です。結構です。
1:35:59	はい。続きましてナンバー29 となります。
1:36:02	こちらも同じ資料で 139 ページを確認願います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:07	コメントとしまして、タービン建物の
1:36:10	断面図について、断面の方向を記載して説明すること。
1:36:14	また、南側画面のELを、
1:36:19	追記して説明することについてですが、図の中へ断面の方向、南北断面の説明と、
1:36:26	南側床面のEL2.0を追記しました。以上です。はい、結構ですこれは規制庁、これも結構です。
1:36:36	はい。続きましてナンバー30についてです。
1:36:39	こちらと同じ資料で138ページとなります。
1:36:43	コメントとしまして、屋外タンクのスロッシングも考慮するのであれば記載して説明することについてですが、
1:36:50	横江タンク等の破損に加え、岩谷推奨、ヒガシを東側、基準地震動Ssによって、
1:36:58	一部ソーシングにより水道も考慮することを追記しております。以上です。
1:37:03	規制庁のです。これも、この件、このコメントも結構です。
1:37:10	中国電力ソウダです。コメントNo.31はNo. 38と該当箇所がいつ、1部署、重複しますので、あわせてご説明させていただきます。
1:37:20	N-S2-ホ-018-02 回 04 の通しページ 199 ページをお願いいたします。
1:37:30	まず、コメントNo. 38 の漂流物による衝突荷重を考慮する施設設備を網羅的に確認し説明することというご指摘いただきましたので、
1:37:41	津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備以外のその他として漂流防止措置を追記しました。
1:37:49	次ページの図 4 ポツ 3 ポツ 1-2 につきましても、同様に追記しております。201 ページをお願いいたします。
1:37:59	表 4 ポツ 5 ポツ 1-1 においても、漂流防止装置を追加し、漂流物衝突荷重の考慮の有無について評価を追記しております。
1:38:11	また、表 4 ポツ 5 物 1-1 については、コメントNo. 31、防波壁の構造、入力津波高さを整理し、各施設における漂流物の衝突の有無を整理して説明すること。
1:38:24	というご指摘いただきましたので、入力津波高さと、防波壁の設置位置を整理した上で、
1:38:31	漂流物荷重の考慮の有無を記載しており、202 ページ及び 203 ページの図 4 ポツ 5 ポツ 1-3 に、入力津波高さと施設の範囲を明示、追記して示しております。
1:38:46	216 ページをお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:49	表 4 ポツ 5 ポツ 3-3 では、衝突荷重として考慮する漂流物及び施設設備について、入力津波高さ及び流速を追記し整理しており、
1:39:03	海域活断層から想定される津波時に、衝突荷重を考慮しない施設については、注記にて説明を追加追記しております。
1:39:12	また、衝突荷重を考慮しない施設については、次ページの図 4 ポツ 5 ポツ 3-2 に、施設の設置位置と津波高さの関係について概念図を示しております。
1:39:24	なお、表 4 ポツ 5 ポツ 3-3 において、到達形態は活動の漂流物については、記載を削除しておりますが、これに関してはコメントNo. 33 の回答で説明いたします。以上です。
1:39:47	規制庁の干明です。まず、コメントNo. 31 について、
1:39:52	ですね、これはこの
1:39:57	回答いただいた内容を整理していただいたので
1:40:01	私としてはこれで結構です。
1:40:05	規制庁のハツリです。
1:40:07	38 について確認します。
1:40:14	漂流防止装置も外にあつて、
1:40:18	漂流物がショートする可能性がある施設ということで、一応計上した上で、影響がないということも記載していただいておりますので、
1:40:29	この 38 について分け、これで確認をして、資料としたいと思います。
1:40:38	ただ一方で、後程少し確認しようかなと思ったんですけどもちょうどこの、
1:40:43	ところにあるので確認をします。
1:40:47	ここにここによる漂流防止装置の
1:40:51	最も比嘉北側にあるものと、もっと南側にあるもの。
1:40:58	これについては、今回、
1:41:01	追加したというふうに先ほど
1:41:07	計量さくうの体力係留装置、係留設備の耐力の評価のところ、ちょっと説明があったように、
1:41:16	多分B-15 と 16 だったと思いますけれども、
1:41:19	それに相当するものだろうなというふうな理解をしていますがそれでよろしいでしょうかどうぞ。
1:41:42	中国電力のヨシツグでございます。まず、藤羽鳥さんがおっしゃられたことの通りでございます、新しくつけたのが、今、一番北側と南側のものがございます。以上でございます。
1:41:56	規制庁の服部です。そうですね 187 ページにある、
1:42:00	B-16 とB-17 だというふうに理解をしています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:05	少し確認なんですけども、
1:42:08	このB-16とB-2、17号、
1:42:11	漂流物簿
1:42:15	し装置として、エントリーするんであれば、
1:42:20	Ss機能維持Gになると思うんですけども、
1:42:27	この表裏物。
1:42:29	防止装置を設置する護岸は、
1:42:34	おそらくここは岩着していないので、
1:42:38	地震によって、
1:42:40	損傷する可能性がある低耐震の施設だという認識なんですけれども、
1:42:48	それは間違いないでしょうかどうぞ。
1:42:52	中国電力清水です。はい。おっしゃる通りでございます。
1:42:57	多分、桂川中の方につきましてはそういった状況でございますので新設のものについて岩着させるような構造で考えてございます。以上です。
1:43:09	規制庁の服部です。
1:43:11	B-16とB-175番については、
1:43:16	岩着させる。
1:43:18	という理解でよろしいでしょうかどうぞ。
1:43:23	中国電力志水です。少し言葉足らずで申し訳ございません。
1:43:29	護岸はその通りなんですけれども、係船中自体は護岸と違う、少し離れた形で設置することを考えてございます。以上です。
1:43:42	規制庁の服部です。少しわかりにくかったんですけども、
1:43:51	B16とB17を設置する。
1:43:56	基礎となる護岸については、岩着なのか否か、説明してくださいどうぞ。
1:44:04	あ、中国電力清水でございます。少し誤解させてしまい、申し訳ございません。
1:44:10	係船中の気相は護岸と別に、構築し、形成中を設置する方針でございます。以上です。
1:44:19	あかん着地その基礎は岩着で、させます。以上です。
1:44:25	規制庁の服部です。はいわかりました。5番新居付
1:44:32	定着させるのではなくて、荒谷井、岩着木曾間も合わせて新しいものを作るというふうな理解でよろしいでしょうかどうぞ。
1:44:44	中国新電力シミズです。はい。その通りでございます。
1:44:50	規制庁の服部です。はい。わかりました。少しず、気になったので確認をしました。
1:44:58	すみませんこのそれらの評価というのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:05	ここでやるん。この、
1:45:07	津波の配慮に関わる説明書に関する補足説明資料のところで行うのか。
1:45:14	それとも別のところでやるのか、そこ、それはどこを見ればわかるようになるんでしょうかどうぞ。
1:45:21	中国電力清水です。はい。こちらの添付書類で計算当初は出しますし、本日の資料で申しますと、N-S新野他の030。
1:45:34	もう補足説明資料の目次の資料でございますけれども、
1:45:39	こちらの2枚目、2ページ目をご覧くださいまして、
1:45:43	下の方でございますが、2ポツ6に漂流防止措置に関する補足説明をこちらに入れる。
1:45:55	いうふうに考えておりまして、はい。この
1:45:58	浸水防護施設の耐震性に関する説明書の補足説明資料にてご説明する考えでございます。以上です。
1:46:07	規制庁の服部です。はい。わかりました。ではそこで確認させていただきます。では38番については了とします。次お願いしますどうぞ。
1:46:20	中国電力西川です。ナンバー32について説明させていただきます。
1:46:27	N-S2-ホ-018-02 回04。
1:46:33	207ページをご覧くださいと思います。
1:46:40	コメントにつきましては、荷揚げ場遡上時の最大流速を施設護岸、
1:46:46	案外及び高案内の漂流物に対して適用しない理由について、浸水深等のデータを示した上で説明すること。
1:46:55	コメントをいただきまして、このコメントに対する回答の趣旨についてご質問させていただきます。
1:47:02	まず、荷揚げ場周辺に遡上した津波による最大流速11.9メートル毎秒は、
1:47:10	基準津波の策定や入力津波の設定で適用している。
1:47:15	地盤沈下なしの地形条件ではなく、1メートルの地盤沈下を考慮した影響検討において、ゲ-各部への波の集中により、
1:47:24	沈下範囲内で局所的かつ瞬時に生じたものであります。
1:47:30	この流速については、
1:47:32	荷揚げ場周辺のような範囲でのみ生じるものであることから、当該流速は施設護岸前線に展開するような流速ではないと考えております。
1:47:43	208ページの図4ポツ、5ポツ2-7。
1:47:49	棒廃棄全面の沈下範囲におきまして、沈下範囲、1、1メートルの沈下範囲の方を示させていただきます。
1:47:58	また、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:59	図 4 ポツ、5 ポツ 2-8 の方には、
1:48:03	その際の流速分布図のほうを示さしていただいております。
1:48:09	この流速分布図では、流速 11.9 メーター毎秒と、10.2 メーター毎秒。
1:48:16	の地点について、
1:48:18	確認しております。
1:48:22	209 ページを、
1:48:25	確認願います。
1:48:28	209 ページの図 4 ポツ、5 ポツ 2-9、
1:48:32	の方では、
1:48:34	約 3 秒ごとの基準津波 1 による荷揚げ場周辺の水位変動及び流向ベクトル、
1:48:41	のを記載させていただいており、
1:48:43	これを確認すると。
1:48:45	今回、抽出された 11.9 メーター毎秒というものは、
1:48:51	グー各学部への波の集中により、
1:48:54	局所的に発生しているということが確認できます。
1:49:02	また、
1:49:04	図、4 ポツ、5 ポツ 2-10、
1:49:09	基準津波 1 による地点A及び地点Bにおける流速及び浸水深の時刻歴は形 をご覧ください。
1:49:19	こちらでは、最大、
1:49:22	グラフの青線の方で、最大流速を示しました。
1:49:28	時刻と流速のほうを示さしていただき、
1:49:31	赤線で、
1:49:33	時刻と浸水深のほうを示さしていただいております。
1:49:42	これを確認いたしますと、最大流速 11、11.9 メーター毎秒を抽出した時には浸 水深が 1.7 メートル、EL6.7 メートルとなりまして、
1:49:58	200 東芝通しページ 210 ページの図、4 ポツ、5 ポツ 2-11。
1:50:04	宮川周辺の地盤沈下を考慮した敷地形状と津波高さの概念図をご覧ください と、
1:50:13	11.9 メーター毎秒の
1:50:16	津波が、しEL6.7 メートルの浸水深に対して、敷地高さがEL7.5 となり、
1:50:24	敷地高さに到達しない比較的浅い押し波においてこの 11.9 メーター毎秒とい うものが生じたものであることを、
1:50:33	確認できました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:35	また、これらのことを踏まえて、暴排菌に対する衝突荷重算定にて算定に適用するような、
1:50:43	流速ではないと判断し、
1:50:46	以上より、荷揚げ場遡上時の最大流速、
1:50:50	11.9 というのは、施設護岸港湾外及び港湾内の漂流物に対して適用せず、
1:50:57	荷揚げ場周辺における施設設備等が活動する可能性を検討する上で用いる流速として適用することといたします。
1:51:06	以上となります。
1:51:13	規制庁の矢崎です。
1:51:15	図とかですね、割とデータはそろっていると考えています。ただですねちょっと207ページのロジックがちょっとおかしくて、
1:51:27	例えば、
1:51:30	北から、
1:51:32	二つ目のまた書きのところに書いてある、二つの二つ目の段落ですね下から二つ目の段落、
1:51:38	この2行目に書いてある、最大流速は10メートル/secを超える時間は1秒以下と極めて短い、これは考察だけであればいいんですけども、基本的にこれ理由にならないですよ。
1:51:50	ていうのは、多分、
1:51:52	1秒であろうとその重さによっては、
1:51:56	その1秒の流速の影響を受けるでしょうし、その重さ程度によって変わると思うんです。それと、実際にこれが何秒だったら、
1:52:05	その影響範囲に入ってくるかって明確に答えられないですよ。だから、
1:52:09	そういうことから考えると、ロジックとしては、そのあとの文章の、
1:52:15	この押し波による、
1:52:17	浸水深が1.7メートルで、実際に膨張である敷地の高さが7.5メートルなんで、到達しないっていうのが、もう最終的な結論ですよ。
1:52:27	ですんで、多分、
1:52:29	この考察してる。
1:52:32	文のところはいいんですけど、多分、
1:52:36	多分以上よりといったところのまとめの結論のところですね、ここっていうのが、
1:52:42	いわゆるその、
1:52:47	地震による防波堤前面の沈下を、
1:52:50	場合において、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:52	営業影響検討において、
1:52:56	各部への、
1:52:58	波の集中より、
1:53:00	により、
1:53:01	極小的、瞬間的にし、生じたものであるから、
1:53:07	この流速は考慮しなくていいんだっていう理由にはならない。
1:53:11	と思います。気持ちはわかるんですけどね。ただ、
1:53:15	これって、
1:53:19	考古学的に、
1:53:27	曖昧なんだと思いますね。
1:53:29	だけど、そのあとの、及びの部分とは決定的ですよ。
1:53:35	実際の津波の高さがそこまで高くないのです。それ自身は、
1:53:41	予定の敷地。
1:53:47	活動に関してはある程度、活動、この後説明がある活動ですか、いわゆる、
1:53:54	理由は新ものに関して活動にする活動するものに関しては一応、を考慮する っていう体なんだと思うんですね。ですから、多分、
1:54:03	私が言いたいのはそのgoo核へのへの、
1:54:06	ナビの集中による、
1:54:08	局所的かつ瞬間、
1:54:11	瞬時にを生じたものであるからといって、それを加重から外す。除外要因には ならないんじゃないかなっていうことなんです。
1:54:20	その辺ですね、ちょっとロジックが甘いかなって気はするんですがいかがです か。
1:54:28	中国電力のセイキです。
1:54:30	おっしゃっていただいたご趣旨理解いたしました。理由としましては、届かない ところが理由でありますのでそちらの方、市の理由として、足といいます かそちらの方を理由としてしっかり書いたような、
1:54:44	記載に修正させていただきたいと思います。瞬時であるや、グー学部でのため の集中であるということは図の
1:54:54	を見た時の考察というところにとどめたいと思います。以上です。
1:55:00	矢崎ですよろしくお願ひします。これ適正化の範囲だと思いますけど、よろしく お願ひします。
1:55:16	規制庁。
1:55:17	規制庁の服部です。次お願ひしますどうぞ。
1:55:24	はい。中国電力の元図です。続いてナンバー33のコメントについてです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:31	同じ資料 5018 の会の
1:55:36	215 ページを確認願います。
1:55:42	こちらコメントとしてディッククレーン試験用ウエイトの衝突荷重の算定において、SCの適用性を説明することとありましたが、
1:55:52	こちらの記載で、
1:55:54	ポツ、日本海島縁部に、
1:55:57	同定される地震による津波に、
1:55:59	伴う漂流物のところで記載しておりますが、
1:56:03	直近陸域、荷揚げの周辺における活動する漂流物については、
1:56:08	遡上する津波の流向及び敷地形状を踏まえると、漂流物による衝突荷重を考慮する、施設設備等としないことを追記しておりますので、
1:56:18	ディック電試験用ゲートについても、衝突荷重を考慮しないこととしました。
1:56:23	以上です。
1:56:33	さっき言っても聞こえますか。
1:56:39	はい。聞こえております。
1:56:41	それとですね。
1:56:45	文書、
1:56:47	等あれかな。
1:56:53	10 月末、
1:56:56	中国電力の長田です。すいませんちょっと江崎さんの声が途切れ途切れになっておりますすいません。はい。
1:57:04	江崎ですけども。
1:57:06	215 ページ。
1:57:10	どうでしょう。
1:57:14	2 ポツの真ん中の段落のなお書き。
1:57:17	これから読むと、
1:57:19	ちょっと何言ってるかよくわからないんですけどね。逆に、簡単に言うと、
1:57:24	だから、基本的には、
1:57:27	なぜ到達しないのかとか、そういった方がちょっと読み取れないんですよ。まず、この 2 本、
1:57:34	日本海島縁部の地震に、津波においては、補助金、陸域においては、
1:57:41	表リブツ確保、
1:57:45	活動、冬はというものは、漂流物。
1:57:50	来て、物からの調達しないっていう。
1:57:53	てるんですけど、か、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:56	基本的には、これはいわゆる、いわゆるその高さ、敷地の高さをもって、津波が到達しないと断言してはいますが、それ活動するものに関してはそうかなと思うんだけど浮遊するものまでそうなのかなって、
1:58:10	疑問がわくんですけど、いかがですか。でも実際に火を見ると、陸域、
1:58:16	貯金度区域を、
1:58:22	もので、
1:58:26	活動しないんじゃないかなという気もするんだけど、この辺がよくわからないのが一つ、まず1点、まずここ1点目を、
1:58:33	ご説明いただけますか。
1:58:37	はい。中国電力の長田です。
1:58:41	はい。中国電力の長田です。まず敷地の高さで
1:58:48	直近陸域は荷揚げ場周辺のことです。そちらについて高さの関係で、先ほど、
1:58:58	も敷地からの防波壁等に到達しないとご説明したのは同じ内容でございます。その活動浮遊というのございますが、もともと
1:59:10	荷揚げ場にも防舷材とか浮遊するものは抽出しておりましたので、はい。活動でも当たりませんし、浮遊しても敷地高さの関係で、
1:59:20	当たらないと、そういうご説明をさせていただいているものです。以上です。
1:59:25	だけそれじゃ答えになってません。
1:59:27	融和っていうのはですね基本的に、
1:59:31	表裏物が衝突する、19tの船が最大級なんで、
1:59:36	設計とそれでも問題はないんですけども、
1:59:41	ただそのロジックとしておかしいっていうのは、例えばですね活動して浮かないものは、
1:59:48	段差の高い、普段下がって高いところには行かないですね。
1:59:53	それは、
1:59:54	わかりますんで、
1:59:56	一方で冬っていうものは、巡回して回っていった時に必ずしも、
2:00:01	ちょっと
2:00:03	別のところでは、基本的な設計としては、入力津波高さの都市的設計していつちゅうから、実際にはその軽いものは、
2:00:14	設計として見込まないと設計の路地ロジックとしておかしい、おかしいんだけども、基本的には荷重が軽いから、荷重と選ばれないという、
2:00:23	うん。
2:00:24	ロジックになるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:29	はい。中国電力の長田です。
2:00:31	おっしゃられた 19tの船舶は当然考慮いたしますけれども、この部分は、
2:00:38	はい直近陸域で、19、10 メーターを超える 11.9 メーター/secがありましたと。
2:00:49	いうところで先ほどの
2:00:53	その部分に特化いたしまして、11。
2:00:57	全 9 という流速に対しては、先ほどご説明したように、津波高さが敷地高さに到達しませんので、浮遊するものも当たらないとそういう、
2:01:09	御説明になります。以上です。
2:01:12	すいませんあの時、私が言ってるのはね、11.9 にこだわらないとしたら、
2:01:17	関係しませんかっていう話。
2:01:21	別の時刻で、
2:01:24	あと中国電力田村です。ちょっと記載がよなくてすみません。ちょっと、
2:01:30	その
2:01:34	浮遊するものは、当たりますのでその前のあたりますと、
2:01:40	漁船で漂流物として選定するって書いてます。うん。直近行き陸域の先ほどちょっとご説明したところの 11.9 メートルに特化した形で書いておりますので、
2:01:54	そういう意味でここで活動だけでもよかったかもしれないんですけども、何かちょっとね、
2:02:01	理由はある。はい、わかりやすいですよ。そういう書かれちゃうと、理由を、じゃあ除外した要因っていうのは、1Kの
2:02:12	全体の
2:02:18	関係してくるのか。
2:02:20	ていうことを考えなきゃいけない。僕ら審査として、
2:02:23	ですけど、
2:02:24	それがちょっと、
2:02:35	中国電力田村です。江崎さんの音声、三分の 1、半分以上取り入れて、
2:02:46	います。1 分ぐらい倍からで、ちょっとそれを前提でなんですけども、ちょっと理解したところでいきますと、やっぱりこの、
2:02:56	富裕っていう、
2:02:58	記載が誤解を
2:03:00	5 回押す。衛藤。
2:03:05	よなくて冬的さがあるため、ちょっと正しく伝えられてないのだと理解しました。で、言いたいことは活動 11.9 メートルの活動数はするけども、
2:03:17	敷地の形状からぶつからないって言ってますので、この冬は落とさせていただく方が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:26	良いと。
2:03:28	と考えております。すみませんちょっと聞こえポイント全部聞こえて。
2:03:34	いない中でのご回答なので、ちょっとずれておりましたら、すみませんちょっと聞こえる範囲でちょっとご回答させていただきました。以上です。
2:03:52	いただきますけど聞こえてますでしょうか。
2:03:57	衛藤。
2:03:59	植木さん少し聞こえました。
2:04:02	マイク持ってあれなんですけど、いわゆる今ほぼそ、概ねですね、今お話を結構だと思えます。
2:04:13	はい、中国電力田村です。了解しました。
2:04:17	あともう1点がBぽつの海域活断層のなお書きのところがよくわからなくて、
2:04:26	最後の津波が受検しないため、
2:04:30	瀬選定しないというのは、配置場所に津波が遡上しないんで、
2:04:37	それは漂流物になりえないと。
2:04:41	と呼んでよろしいのでしょうか。
2:04:44	はい。中国電力の長田です。はいこのなお書きも配置場所が直近陸域これ荷揚げ場周辺を定義しておりますので、その配置場所に、
2:04:54	津波が来ないということで、ご理解の通りでございます以上です。
2:04:59	であればですねちょっともうちょっと明確に、配置場所に重畳しないって書いていただいた方がわかりやすいけど、
2:05:05	津波が、さっきの理屈と同じで、
2:05:11	超低のある敷地の高さに遡上しないと言ってるのか、そう、配置場所にそれを想像しないから流れない、流れ出さないと言ってるのかちょっと、こちらにも読めてるような気がしていて、
2:05:30	はい、中国電力の長田です。はい。配置場所に遡上しないということですのではイソノように適正化させていただきたいと思えます。以上です。
2:05:40	あとですね、
2:05:42	基本的にこれらを説明するが、図がですね。
2:05:46	かなり極めて、
2:05:48	小さいんですね、例えば211ページだとか、
2:06:00	聞こえてますでしょうか。
2:06:05	はい。中国電力の長田です。はい。図が小さいというところまで聞こえております。はい。
2:06:10	ちょっとこの図が対線で見えるようにしてください。全般的に値あんまりよく見えないところは、確信めいたところですよ。か。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:20	はっきり言えないようなものはちょっと大きめにさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。
2:06:27	はい。中国電力の長田です図の件申し訳ございません
2:06:32	大きく見えるようにいたします。以上です。
2:06:37	矢崎ですけど私からは以上です。
2:06:41	規制庁の服部です。はい、ありがとうございます。
2:06:44	すいません先ほどから少しエザキさんの音声途切れ作りになってるところがありまして、これ多分、どうにもならないでごめんなさい。今スマホでもつなげてるんだけど、規制庁の服部ですわかってます。
2:06:59	私の家でもWiFiがですね、
2:07:02	時々勤務地ん時で、
2:07:05	ことがよくあってそのせいだろうなと思ってますから、すいませんこちらからですね、少し聞こえないというような、
2:07:14	ことを言うかもしれませんがもしも申し訳ないんですがその場合はまた再度繰り返していただければありがたいと思いますがいかがですかどうぞ。了解です。
2:07:24	規制庁のハットリそれではすみません
2:07:29	コメント回答の途中なんですけれども、2時間ほど経ちましたので、まだコメント回答を少し続きますが、一旦休憩をしたいと思いますが中国電力本社の方はいかがでしょうかどうぞ。
2:07:46	はい。中国のケンヅメです。
2:07:48	休憩はいよろしくお願いします。規制庁のハットリですそれでは15時。
2:07:56	今38分なので、50分ですね、15時50分まで休憩したいと思います。また再開時には例年
2:08:05	お知らせしますんで、お願いした再開をお願いしたいんですけどよろしいでしょうかどうぞ。
2:08:14	はい。中国電力遠藤です。はい。再開の50分県了解いたしました。よろしくします。市長は、
2:08:20	規制庁の服部です。それでは、
2:08:23	録音を一旦停止。
2:08:25	すいません、規制庁は、
2:08:28	それでは録音を一旦停止します。
2:08:35	規制庁のハットリです。
2:08:37	それでは時間になりましたのでヒアリングを再開したいと思います。
2:08:43	それでは引き続きコメント回答をお願いします。34番からになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:48	どうぞ。
2:08:51	はい。中国電力のケンヅメです。それではコメント 34 について説明いたします。
2:08:57	資料は何、ナンバーN-Sに歩 018 階 04 となります。
2:09:04	こちらのページ、144 ページを確認願います。
2:09:08	あとここで図示、少し
2:09:11	コメントリストで誤記がありまして、反映先においてN-S2.104、
2:09:18	甲斐 0 に
2:09:20	本体と(エ)費について展開するなっておりますがこれはナンバー35 のコメントの反映先が誤記で記載されております。申し訳ありませんでした。
2:09:31	それでは資料の 144 ページを確認願います。
2:09:35	コメントとして、
2:09:37	漁船の取水性への影響について、海域活断層の記載は、日本海島縁部の記載を踏まえて説明することについてであります、
2:09:46	漁船の取水性への影響について、海域活断層においても、日本海島縁部と同様に、引き波の高さを記載して、修正に影響がないことを追記しております。以上です。
2:09:58	規制庁の服部です。はい。確認しました。
2:10:02	次お願いしますどうぞ。
2:10:06	はい。続いてナンバー35 です。
2:10:08	同じ資料で、
2:10:11	150 ページを確認願います。
2:10:15	コメントとして漁船の評価について、
2:10:18	3 という記載図になっておりますがこれを新しく 3、(4)に適正化して説明することということに対して、
2:10:27	同じようにそれが正しいので 3、(4)ということで、記載を適正化しております。
2:10:34	以上です。
2:10:36	規制庁の服部です。確認しました。次お願いしますどうぞ。すいません、瀬崎ですけど。
2:10:42	今のコメントではなくて、先ほどの私のコメントの中で、
2:10:48	ちょっともう少し、そちらの方に確認とりたいことが 1 点ありまして、それを、
2:10:56	今申し上げてもよろしいでしょうか。規制庁のハツリですはい、お願いしますどうぞ。
2:11:02	えっとですね、先ほどの
2:11:06	補足説明資料の 215 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:10	いわゆる、橋梁物の荷重の選定ですね、最終的には 19t という船舶は選ばれているんですけど、
2:11:20	基本的にはその中到達するかしないかっていうことも含めて、
2:11:28	なっていますが、一つは、強度 5-3-2、実質的にその到達を、
2:11:37	右の方にですねその結果として到達するしないってのはちょっと書いていただいた方がわかりやすくなっているのが 1 点と、
2:11:45	それと、他サイト、先行サイトにおいてはですね授業評価だけじゃなくて、基本的には荷重評価で評価してると思うんですね。
2:11:57	それは多分 FEMA の式か何かである程度推定してしまって、
2:12:01	それで一番大きい多分状況を選ぶというような、ここで言えばですね。
2:12:06	ええ。
2:12:07	結果になると思うんですが、そういった整理の仕方っていうのは、
2:12:11	今後されるんでしょうかというのをちょっと確認したかったんですが。
2:12:25	地方全部ケンヅメですはい。表の記載の広報と整理についてははい。了解いたしました。以上です。例えば、融通する枕木とかそういうと、器であれば、
2:12:38	FEMA じゃないでしょうけども、そういったもので評価して最終的に 19t が選ばれるよっていうような整理を一応示していただけると、
2:12:49	今
2:12:53	認知しましたので、そういったことでよろしいですね。
2:12:57	中国電力清水です。はい。ザ一営企が材質のものってありますとか既往の算定式等を参照して、
2:13:06	いきたいと思いますので、はい。よろしく承知いたしました。はい、荷重の代表性を、割と明確にわかりやすい形でしていただければということで、申し上げましたよろしく申し上げます。私からは以上ですすいませんでした。
2:13:21	規制庁のハツリですはい。
2:13:25	では、コメント回答に引き続きお願いします 36 番ですね。はい。お願いします。
2:13:34	はい中国電力のケンヅメです No.36 のコメントについて回答します。
2:13:39	同じ資料で 157 ページを確認願います。
2:13:48	コメントとしまして案内版の基礎についても考慮した上で説明することということで、
2:13:54	同様の構造物についても活動の評価をすること。
2:13:59	これについてであります、案内版、基礎部の主材料がコンクリートであり、軽量であることを踏まえ、活動する評価に変更した上で、活動した場合においても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:10	案内に進むため、普通意向に到達しないことを追記しました。
2:14:14	またその他の協力ついてを整理しまして、1個、
2:14:19	一型高及び廃材について撤去することとしておりますので、その旨を追記いたしました。
2:14:27	同様の感想、記載の箇所、箇所についても修正しております。以上です。
2:14:33	規制庁の服部です。
2:14:35	ここについては、すべて網羅的にもう一度見直した上で、
2:14:41	比表カーが変更になったのは案内版だけということと、網羅的に見た中で、撤去するものがあつたので、
2:14:52	1項型及び廃材箱についてはを撤去するような方針に変えた。
2:14:58	ということで、基本的に1回網羅的にもう一度見ていただいたということでよろしいでしょうかどうぞ。ほ
2:15:07	はい。そのようなご理解で。はい。
2:15:09	大丈夫です。どうぞ、規制庁のハツトリですはいわかりました。では次お願いしますどうぞ。
2:15:18	はい。越後ケンヅメです。ナンバー37のコメントについてです。
2:15:22	こちらと同じく、同じ資料で、163ページを確認願います。
2:15:28	コメントとしまして、
2:15:31	俵物評価結果。
2:15:33	発電所構内陸域の記載を適正化することについてですが、こちらのナンバーのずれがありましたので、そのずれた箇所を修正しております。
2:15:43	以上です。
2:15:45	規制庁の服部です確認しました。次お願いします。
2:15:52	はい弔電ケンヅメです。難波さんは先ほど僕、
2:15:56	こちらも説明しておりますので、終わりました 39についてであります。
2:16:02	こちらも同じ資料で 235 ページを確認願います。
2:16:07	コメントとしまして津波監視カメラについて、自主設備が本設備に対しては本設備に対して悪影響を及ぼさないことを説明することという、
2:16:17	コメントに対しまして、緊急時対策所に設置する管設備は、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能維持できる設計とするため、中央制御室での監視に影響を抑えることを追記しております。以上です。
2:16:33	規制庁の服部です。1点確認をさせていただきます。
2:16:38	今夏もともと自主設備として設置する監視設備、
2:16:45	について、今回、
2:16:48	原子炉建物の中 2、設置するものわあ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:54	自主設備カラー
2:16:56	Sクラスの設備に、
2:17:00	変更する。
2:17:01	という趣旨で、
2:17:04	この
2:17:05	記載があるのか。
2:17:07	それともあくまでも無線通信装置については、
2:17:12	原子炉建物内にあっても、
2:17:16	自主設備として機能、Ss機能維持、
2:17:21	基準地震動Ssによる地震力に対して機能設計維持できる設計とする。
2:17:27	というふうなことなのか。
2:17:29	そこら辺の考え方を説明してくださいどうぞ。
2:17:34	はい。中国電力の長田です。
2:17:37	はい無線通信設備まで行くところはあくまで自主設備として設機能維持ですので服部さんおっしゃっていただきました後者の方になります。以上です。
2:17:50	規制庁の服部です。
2:17:51	そうすると、この135ページの図を見ると、
2:17:55	赤枠の中にあるものはすべてSクラスです。
2:17:59	というふうに見えるんですけども、
2:18:01	そうではないということでしょうかどうぞ。
2:18:05	中国電力田村です。ちょっとすみません衛藤図が、
2:18:10	適切に書けておりませんでした。
2:18:14	はい
2:18:16	おのずからすると、服部さんがおっしゃった前者のようにも見えるますので、ちょっと像丁寧に書きまして、あと、次期設備も、
2:18:26	今、規制上の観点から言えば、はっきり等、本設するのSクラス設備にはっきり影響を及ぼさない設計とするため、
2:18:35	すつとすつと書いた方が明確になると思いますのでそこはちょっと記載再検討させてください。
2:18:43	規制庁の服部ですはい。その通りだと私も思いますので、少し記載の適正化と図の適正化ですねちょっと紛らわしいので、ちょっとこのままだと、Sクラスに昇格させるんかなあなんて、
2:18:56	ちょっと勘違いも下んところもありましたので、その勘違いがないように明確に図を書いていたきたいと思いますがよろしいでしょうかどうぞ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:08	はい。中国電力の長田です。はいちょっと図が正確でなく申し訳ございませんでした適正化をさせていただきます。以上です。
2:19:16	規制庁の服部ですはいわかりましたそれではごめんなさい 30。
2:19:23	9 番。
2:19:24	39 番については自主設備が、
2:19:29	各駅へ 9 影響及ばないことを説明することだから、
2:19:34	これ一の継続ということで、
2:19:39	新たにコメントを起こさないということマース今の対応ってできますか。中国電力の方、回答お願いしますどうぞ。
2:19:49	はい。中国電力の長田です。はいこちらのいただいているコメントの継続ということで対応させていただきます。以上です。規制庁の服部です。それでは 39 番については継続をお願いします。では次お願いしますどうぞ。
2:20:07	はい。中国電力のケンヅメです。
2:20:09	コメントNo. 40 についてです。資料は同じく、同じ資料で、228 ページを確認願います。
2:20:19	コメントとしまして津波監視設備について、
2:20:22	許可における方針を踏まえ耐震性へ伝送給電等の設計内容を補足して説明することについてですが、
2:20:30	こちら
2:20:32	津波監視設備の設計津波監視設備の設備構成。
2:20:36	及び津波監視設備の電源の項目を追加し、
2:20:40	その項目について内容を追加しております。これに合わせまして表の追加及び図面修正を行い、
2:20:48	耐震性全挿給電等の設計内容を補足しております。以上です。
2:20:55	規制庁の干明です。追加していただいた内容については
2:21:01	確認しましたので、これで結構かと思うんですが、すいません。1 点、ちょっとそれ一、先ほど 235 ページのところ、ちょっとこれ参考までに、
2:21:14	ちょっとお聞きしたいんですが、この緊待所の話で、先ほどはハットリの方からってというのは、津波監視カメラの話だったんですけど、
2:21:25	取水槽水系については、
2:21:30	どのような扱いというか緊対所で監視可能なのかどうか、ちょっと参考に教えていただいてよろしいですか。
2:21:46	中国電力の長田です。津波の取水槽水位計については、中央制御室での配管し、
2:21:54	ということにしております。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:59	規制庁の吉良です。長制御室からの監視っていうのが規制要求なので、それでやるということで、緊対所定義設備と言っているのはあくまで津波監視カメラ、
2:22:13	ということって、理解しましたがその理解でよろしいでしょうか。
2:22:19	はい中国電力の長田です。はい、ご理解の通りです。以上です。
2:22:24	はい。規制庁吉良です。わかりました。それでは今のコメント 40 についてはこの内容で結構です。次お願いします。どうぞ。
2:22:35	はい。中国電力のケンヅメです。
2:22:37	コメントNo. 41 についてです。こちら同じ資料で、
2:22:42	2 ページをご覧送り願います。
2:22:49	はい。このうち 3 ポツ 2 の
2:22:52	証明書がはい。来
2:22:55	記載が間違っておりましたので修正しております。
2:22:58	はい黄色いハッチングのところをはい修正しております。
2:23:02	成長期です。結構です。
2:23:16	中国でのケンヅメです。以上で
2:23:19	コメントに対する回答が終了となります。
2:23:25	次のページからが、
2:23:29	適正化リストとなりますが、
2:23:33	記載のと、
2:23:37	規制庁の服部です。新たに記載したのが、はい。はい。
2:23:40	鳥栖適正化箇所については説明されますかどうか。
2:23:46	どうぞ。
2:23:50	中国電力田村です。
2:23:53	お示ししております通りだと考えておまして、こちらから追加での
2:24:00	御所御説明はありませんもし補足が必要などありましたらご指摘いただければと思います以上です。
2:24:08	規制庁のハツリですはいわかりました。それではコメント回答については、今一通り終わったということで、阿藤。
2:24:17	刈り取れたものもありますし、継続のものもありますので、継続者については引き続き適切に対応していただきたいと考えていますが、よろしいでしょうかどうぞ。
2:24:29	鈴木ですけども、ちょっといいですか。
2:24:32	規制庁の服部です。どうぞ。
2:24:35	服部君が一刈り取ったナンバー 8 のコメントなんだけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:41	今、領収書は、
2:24:43	わかるんですね。実際書いてあるのは、補足性別、
2:24:48	戸塚千波への配慮の説明書の 82 ページでしたっけ。
2:24:59	いわゆる地震と津波の
2:25:04	到達速度が到達時間が違うってことなんですよ。これを、
2:25:09	ちょっともう少し具体的にわか書いていただけないかなと。す。
2:25:14	例えば、
2:25:16	そもそもこの前面海域の活断層って今、ズーに出ていますけど、
2:25:22	当該サイトからその距離でいいんですけどそれぞれの断層、海域断層をですね、示していただいて、
2:25:33	そうすると多分、今、
2:25:35	津波とか、津波の波源、または基準地震動の震源断層として見てるF3KとかF4、F5の
2:25:45	連続ですね、これが、
2:25:49	一番近く近いつってこと、距離的には近いつてことになると思うんですよ。
2:25:54	で、
2:25:55	それで考えたときに、多分、通常であれば、
2:26:01	例えば宍道断層とか、いわゆる基準地震動Ss
2:26:05	の震源断層である審判を、
2:26:09	宍道断層それとNK前面海域ですね、
2:26:14	二つの基本的な
2:26:17	基準地震動の到達時間がどの程度で、
2:26:21	ほぼ概ねその例えば、
2:26:24	一番距離と近い。
2:26:26	甲斐木野。
2:26:28	ていうと、3断層とかその辺になると思うんですけどその津波の到達時間がおおよそどのぐらいなのか、その辺のちょっと割と具体的な、
2:26:38	説明ができる。
2:26:41	なんて言うんですかね、エビデンスも含めてですね、説明、具体的に説明できないでしょうか。
2:26:52	中国電力のセイキです。承知いたしました。前面海域の活断層と敷地との距離、また宍道断層と敷地との
2:27:02	距離等、具体的に示せるエビデンスを示しながら説明するということで理解いたしました。以上です。多分、私が言ったロジックが多分この文章に表れているという解釈なんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:15	それで正しければ、とりあえずですね基本的には、他の制度でも
2:27:22	できるだけその到達時間とか、
2:27:27	その辺がですねある程度具体的にある程度わかるような、
2:27:32	記載をさして、記載をしていただいていますんで、それと同様にですねもう少し具体的に、
2:27:40	二つの二つのですね、津波と基準地震動が重畳させなくしないんだということが、よりわかりやすく具体的にわかるような、ちょっと資料に仕上げていただきたいと思います以上です。
2:27:53	中国電力のセイキです。到達時間がわかるような資料にということで承知いたしました。はいそうです。以上です。
2:28:02	規制庁の服部ですはい。
2:28:04	粟田椎野はちょっとこれで定性的な形ではわかるということで、良にしたんですけれども、先ほど説明がありましたように、
2:28:16	地震ハタ津波が同時に敷地に到達することはないということを定量的な形で示してもらおうということで、新たなコメントとして
2:28:25	具体的に示すことというような形で起こしていただきたいと考えていますがよろしいでしょうかどうぞ。
2:28:33	中国電力のセイキです。到達時間等について、定量的にということをも、また、これを新たなコメントとして、残すということで承知いたしました。以上です。
2:28:45	規制庁の服部です。お願いします。
2:28:48	それでは一通りコメント回答に対する確認は終わりましたので、資料全体に対して、今回新たに説明されたところもありますので、それらも含めて事実確認を、
2:29:00	させていただきますと思います。
2:29:03	どなたか確認する点がある方おられればお願いしますどうぞ。
2:29:09	石田さんお願いしますどうぞ。
2:29:29	規制庁の石田です。
2:29:32	表裏物の関係のところ为先ほどから少し議論になっていたところで
2:29:41	加えて、少し確認させていただきたいところがあります。
2:29:45	で、資料の 215 ページのですね、マッチングで新たに書き加えていただいたところについてなんですが、
2:29:57	まずポチCのところの、日本海島縁部ふうに関連するところで
2:30:03	漂流物の対照表リブツでですね、総トン数 10 トンの作業線っていうのがまず抽出されているんですが、津波到達までに対比できるためということで、
2:30:13	結局オミットんなってるんですが、この

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:17	相当数十トンの作業性についての、
2:30:20	対比のシナリオっていうのはこれはまた別途出てくるんでしょうか。
2:30:27	それを確認したいんですがまず、
2:30:31	はい。中国電力の長田です。はい。
2:30:35	こちらは、はいちょっと設置許可の時にもちよつとご説明させていただいた内容にはなりませんけれども、
2:30:42	廃作業線というのは、当社の管理下にあるものですので、はい。
2:30:49	燃料等輸送センターとともにですね退避手順を定めて、を得ることになります。この辺、大抵上の方は、
2:30:59	本規程の方に手順等を紐付けてですね、管理することとしておりますここは、はい。あくまでちょっとその辺、
2:31:10	ご説明ではなくて、結果としてどういうものが残ってくるかとそういうことでちょっと説明をさせていただいているものです。以上です。
2:31:20	ありがとうございました。了解いたしました。で、同じく総トン数 10トンの作業性についてはですね、海域活断層の方は、これは
2:31:30	時間誘導。
2:31:33	がないということで、
2:31:36	日本海島縁部と事情が違うと思うんですけれどもこれはどういう理由でオミットされているんでしょうか。
2:31:44	はい。中国電力の長田です。bポツのところからになると思いますが、
2:31:50	まず、
2:31:54	第 1 パラグラフのところ、3 行目ですね。はい。おっしゃられたように、海域活断層到達が早いので作業性についても対比できませんので、
2:32:05	相当数十トンの作業線が抽出されます。ただしというところで、さらにですね前面海域の漁船の不確かさを考慮すると、
2:32:18	19t船舶を考慮することになっておりますので、そこで 19t船舶の方が大きい。
2:32:25	ものとして、そちらで選定するとそういうロジックでございます以上です。
2:32:32	はいありがとうございます。ここでは 19tと 10トンの比較で 19tのものを選定するというお話になっているんですけれども、
2:32:43	その時期になりましたのは、
2:32:47	荷重選定をですね、どういう評価式が使われるのかっていうところによって、
2:32:54	はい。ちょっとそこは
2:32:56	経産省のたぐいのものが今後出てくるのかなというふうに僕は考えてはいるんですけれども、その辺の選定の仕方によっては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:07	必ずしも荷重っていうか相当数の大きいものが確実に荷重が大きくなるというふうにはならない可能性もあるので、なんじゃないのかなというふうに思いまして、
2:33:19	確認させていただいている次第なのですが、
2:33:27	いかがでしょうか。
2:33:31	はい。中国電力のヨシツグでございます。ご趣旨理解いたしました。江藤。今後、津波漂流物の衝突荷重の中です、その辺りの
2:33:43	総トン数との関係等についてもご説明したいと思います。以上です。
2:33:48	はい。よろしく願いいたします。その辺の評価の結果によってはですね
2:33:56	胸部痛の作業線と漁船の総トン数の単純な大小比較だけですね、どちらを抽出し、どちらオミットするかっていう話にならない可能性も
2:34:07	ございますので、あるんじゃないかなというふうに理解しておりますので、そういったことも踏まえてですね、ご検討いただければと思います。
2:34:16	よろしく願いいたします。
2:34:18	私からは以上です。
2:34:27	規制庁の服部です。今の
2:34:30	コメントに対していかがでしょうか。よろしいでしょうかどうぞ。
2:34:36	はい、中国電力ヨシツグでございます。
2:34:39	現在、漁船について、
2:34:43	19tということで、表裏物衝突荷重の評価をしております、
2:34:48	昨年12月に一度ご説明しております今後改めてコメントいただいたものも含めて回答しようと考えておりますのでその中で、
2:34:56	今のコメントについてもご回答させていただけたらと思います。以上です。
2:35:02	規制庁のハツリですはいわかりました。私からちょっと今の件についてちょっと1点だけ確認させてください。
2:35:09	許可の時2対比に対する考え方の資料が、ついてたと。
2:35:16	取りまとめ資料だったと思いますけれども、
2:35:21	それについては今回、
2:35:24	設工認においては、
2:35:26	鳥居補足説明資料とかも含めて、
2:35:32	記載がなくてあくまでも保安規定にしか記載がないということなんでしょうかどうぞ。
2:35:41	中国電力の長田です。少々お待ちください。
2:36:00	はい。中国電力の長田です。はい。す。先行キーの資料も含めて、今そのような整理になってなっていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:10	考えておまして、はい。
2:36:14	本規定段階での詳細な今後の定義づけということになると考えてます内容としては、許可のときにご説明させていただいた内容が、
2:36:26	概要ということになります。以上です。
2:36:30	規制庁の服部です。はいわかりました。つちよつと私も、先行炉をそこまでよく読んでなかったの先行炉にもないということで、
2:36:40	それは全国の同等だということで理解をしました。私からは以上です。
2:36:55	規制庁植木です。私から、ちょっと記載イドリだけなんですけど、ちょっと幾つかはあるので、お願いします。
2:37:06	資料④、ごめんなさい、④ですね、NEA図 2.1、
2:37:14	004 回 02 の括弧費、比較表の方で、
2:37:21	お願いしたいんですけども、
2:37:23	それがある 129 ページ。
2:37:28	なんですけど、
2:37:35	図の 323-26 でですね機能喪失高さ、
2:37:42	というのは、
2:37:44	ちょっとこれによくわからなかったんですけど
2:37:51	一応 128 ページの方の本文の説明で、
2:37:59	下から
2:38:01	5 業務あたりで高圧炉心スプレイを置き、海水ポンプモーターの場合でも機能喪失高さは 1.2 メートルであるという説明があって、
2:38:12	129 ページの図の 3-26 を
2:38:17	呼び込んでいるんですけど、
2:38:19	ここで機能喪失高さ、
2:38:23	というのが、この図上でですねちょっとよくわからなかったんですけど。
2:38:29	何か右側、メタクラの機能喪失高さ 23.8 メートルとかっていうのはあるんですけどこの左側のその海水ポンプ室エリアのところで、
2:38:42	の機能喪失高さっていうのは、
2:38:46	多分示されていないように思うんですけど、いかがでしょうか。
2:38:52	はい。中国電力の長田です。はい、機能喪失高さは、基本的に床面からの高さ、
2:38:59	どの位置で機能喪失するかになりますすいませんちょっとこちら 1.2 メーターという本文と、ちょっと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:07	整合がちょっと生じてるように思いますのでちょっと確認をして適正化をさせていただきます右側のメタクラの方は、ELで言うともう十分に高いので問題ないということなんですけれども、ちょっとポンプの方が、
2:39:20	ちょっと正確になってるようになりますので、確認をして修正させていただきます。以上です。
2:39:25	規制庁伊井ですはい。わかりました。ちなみに、このポンプの機能喪失高さっていうのは、どこで決まってるんでしょうか。
2:39:38	はい。中国電力の長田です。基本的に電気品とか、
2:39:44	そういうものが短絡して動かなくなるとかそういうもので決めております。
2:39:51	もうここで言いますと、まずポンプ下端に到達。
2:39:55	したら、まず、機能喪失するとかそういう水の方でもそういうジャッジをしておりますので、
2:40:02	失礼いたします。ポンプの電動機、モーターの下端ですね。はい。ちょっとその辺をきちんと確認をして、ご説明させていただきたいと思います。以上です。
2:40:13	規制庁池です。はい、わかりました。
2:40:16	それで、128 ページに戻ってですね今の話にちょっと関連するんですけど、
2:40:23	ちょうど真ん中あたりに、
2:40:27	これらについてはかっこいい。
2:40:30	アンゼンガワニ想定するし、漏水及び浸水深に記載する浸水深さっていうのがあるんですけど、
2:40:40	この(イ)っていうのがちょっと、
2:40:46	見つけられなかったんですけど、これはどこのことを言ってるんでしょうか。
2:40:52	書類上、
2:40:56	中国電力の長田です。ちょっと確認いたします少々お待ちください。
2:41:15	はい中国電力の長田です。比較表の 125 ページで、すいませんBポツが上から始まっておりまして、
2:41:25	(エ)の下ですねポツでこれ、括弧、ちょっとこのことを示しておりますので、すいません、記載が、表記が括弧が、
2:41:35	不要でした適正化をさせていただきます申し訳ありません。
2:41:39	規制庁否決わかりました。Eぽつですねはい。すいません。
2:41:44	それから、
2:41:47	えっとですね。
2:41:50	同じ指導の 130 ページ。
2:41:55	なんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:58	非常につまらない話なんですこの図の 3-27 のですね、立面図、上の方の図で、
2:42:07	これ、グレーのハッチンググレーハッチングになってるところがあるんですけど、
2:42:14	これって、
2:42:15	0、
2:42:16	A、
2:42:17	でいいんでしたっけ青じゃなくていいんでしたっけ
2:42:20	129 ページの方に同じような図があつて、
2:42:25	これの立面図の方は青でハッチングされてるんですけど、んな、何かこちらの図と、
2:42:33	意味合いが違ふんでしたっけハッチングの。
2:42:39	中国電力の長田です。はい。つあの意味合いは同じです津波が、この辺まで上がってくるということを示しておりますので、
2:42:50	はい。ちょっと統一するようにいたします。
2:42:53	申し訳ございません以上です。
2:42:55	規制庁池沢はい、わかりました。ちょっと凡例のグレーになってたりするので、
2:43:02	ちょっと統一お願いします。
2:43:07	それから、
2:43:09	143 ページ同じ色の 143 ページで、
2:43:16	これも記載だけなんですけど、
2:43:21	2 段落目のですねこのため、こう書いてあつて、
2:43:27	4 行目で、地震大括弧原子炉スクラム信号。
2:43:33	そのあと、漏えい検知信号で作動してあるんですけど、これ多分及びが抜けてるんじゃないかと思うんですけど。
2:43:48	そうですね 139 ページも同じ文章があつてそちらの方は及び漏えい検診、
2:43:56	検知信号で作動するというふうに書いてあるので、
2:44:00	及びが抜けてルー
2:44:02	ということよろしいでしょうか。
2:44:06	はい。中国電力の長田です。ご指摘ありがとうございます及び抜けておりますので、適正化というか修正させていただきます。以上です。
2:44:15	規制庁ですはい。よろしく願います。あと最後なんですけど、
2:44:21	これは比較表じゃなくて、③の、
2:44:27	補説の資料の、
2:44:32	165 ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:37	ですけど、
2:44:40	これのですね、除じん機のちょっとAがですねぼやけていて、字が読めないとか、ちょっとこれは適正化していただきたいんですけど図の3-39ですね。
2:44:57	はい、中国電力の長田です。図を鮮明にするようにいたします。以上です。
2:45:04	規制庁をください。よろしく申し上げます私からは以上です。
2:45:20	規制庁の三浦です。ちょっと私の方から幾つか確認をさせてください。
2:45:25	今日ご説明なられた補足説明資料の4-3の燃料等輸送線の係留索の
2:45:35	耐力っていう部分について、ちょっと確認をさせてください。
2:45:39	まず、186ページの、
2:45:43	表の4-3-2なんですけど、
2:45:47	ここでちょっと確認をさせていただきたい作業でちょっとハツトリとのやりとりで、
2:45:52	係留柱に関しては、岩着するようにするんだっていうお話があったと思うんですよね。
2:45:59	これを見ると、B-17とかB-16っていうのは、荷揚げ場からこれなんか、岩着するようにできるような気がするんですが、
2:46:10	ここで係留している、
2:46:14	B-14かな。
2:46:17	とかは、これはやはり宮川の上に作られてるものではないんですか。あともう1点は、
2:46:25	これFLのIIでAB-3、これが、
2:46:29	経理系洗缶から形成館、これなんですけど、これも荷揚げ場に直接ついてるもののような気がするんですが、その辺はどういうふうになってるんでしょうか。
2:46:44	中国電力清水です。はい。江藤値上は護岸上に設置されている、停電中のことでそのようなご指摘、コメントかと思えます。
2:46:57	そちらにつきまして藤と同じ資料の通しページ217ページをお開きください。
2:47:07	こちらの方に、図4.5.3-2ということで、上の、
2:47:16	オオノ断面図になりますけどもこちらの荷揚げバースと宮川の断面になってございます。
2:47:23	海の部分から護岸のところをですね、ご覧いただけましたら岩盤上に、
2:47:32	護岸を構築してございましてこの部分に関しても、岩着の構造で、
2:47:40	設置できる状況になってございます。以上です。規制庁見るそうすると一先ほどちょっとご説明になってましたけれども、荷揚げ場そのものがもう岩着されてる。
2:47:50	ということですか。だからSsに対してには株そのものも問題ない。
2:47:56	というのが前提になってるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:59	中国電力清水です。はいご理解の通りでございますすみませんまた資料戻っていただきまして、187 ページの、
2:48:10	桂川中東の配置図の方ご覧いただきまして、荷揚げ場上に設置してごさいます桂川中東は、船に近い位置で、
2:48:21	宮川のセンター部分の方にごさいまして、先ほどご覧いただいたように、先端付近、
2:48:28	荷揚げ場の古川のセンター付近は岩着しているということで、この辺りも岩着しているという状況でございます。またハットリ様の方と、衛藤。
2:48:41	業務、お答えした、移住 67 につきましても新しく岩着の基礎を構築して、統計戦中を設置するというで考えてございます。以上です。
2:48:54	わかりました。
2:48:56	B16 と B17 に関しては直接岩着できるように係船中を作ると。荒谷 D。
2:49:03	今の既存が荷揚げ場にセッティングされてるものについては、200 部そのものが岩着されてるので Ss 基準地震動 Ss に対しては問題ないと。
2:49:14	ということで理解しましたそれでよろしいですか。
2:49:18	中国電力清水ですはいご理解の通りでございます。以上です。はい藤今のところで、この係船中と桂川間の、これ体力が 25 トンという強度で出てるんですけど。
2:49:32	これに対する根拠って何でしょうか。
2:49:45	中国電力清水です。少々お待ちください。
2:50:04	中国電力タムラで少々お待ちください。すみませんちょっと確認ですけど桂川中と算線間の体力の方を言われてますでしょうかそれとも、
2:50:15	ここで見てるのは、桂川中も桂川間も両方も 25 トンの強度があるっていう意味じゃないんですかこの表は、
2:50:24	そうそう。うん。
2:50:27	中国電力清水はい。その通りでございます。はい。その両方のものが 25 トンの体力で、強度を獲られてるってえられるという根拠ってのはどっかが何かあるんでしょうかっていうのが私の質問です。
2:50:43	中国電力清水です。はい。ちょっとご指摘の趣旨を理解できておらず、失礼いたしました。こちら計全中と漂流防止装置の共同計算書ということで、
2:50:56	添付資料の方で計算図書を提出する予定でございますし、先ほどご回答いたしました通り、補足説明資料の方でも、
2:51:06	ご説明する予定でございます。以上です。
2:51:09	わかりました。別途計算書が出てくるということで理解しました。
2:51:14	あと 192 ページの表の 4-3-4。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:20	なんですけど、
2:51:22	これ、
2:51:25	不作張力と等、
2:51:28	係留力が全国Rxのことだと思うんですけど、実際に計算で求められた値、それに対してビットロード。
2:51:35	これがK値集
2:51:38	桂川中の、
2:51:40	に与えられる力っていう意味だと思うんですけど。
2:51:43	これで合計テーマの真ん中の欄ありますよね。この合計ってどういう意図で、
2:51:50	示されてる。
2:51:52	何なんでしょうか。
2:52:00	樽井。
2:52:04	中国電力の永田です。少々お待ちください。
2:52:30	中国電力の長田です。ちょっと計算の中身をもう一度確認をして、ちょっと別途お答えさせていただきたいと思います。すいませんお願いします
2:52:41	記載されてるのはこれ、あれですよ計算機のブレーキ力で作張力 20tが出てきて、あと実際に
2:52:50	計算式から出てくる係留力の前後の値が出てきて、それを多分ビットロードっていうのは、計作張力そのものを持ってきてるなと思うんですよ。
2:53:01	それはいいんですがここで合計って書かれてるのは何を合計するのかなっていう意味がちょっとわからなくて同じ値も入ってますし、ちょっとこの辺のところ調べていただいて、
2:53:11	表で必要ないならば必要ないということでもいいだと思いますし、この合計って意味があるんだったらそういうご説明をしていただければなと思います。よろしいでしょうか。
2:53:21	はい。中国電力の長田です。ちょっとすぐにお答えできず申し訳ございません確認して回答させていただきます。以上です。はい。すいません。あと 195 ページ。
2:53:34	なんですけど、表の 4-3-5 で、流圧力の計算方法っていうことで、
2:53:40	計算式出されてますよね。
2:53:43	これでCXCXCというのは縦方向の流圧力係数ということで、これが下の図から、
2:53:53	超えられる数字だと思うんですけど、これ何か定数で、
2:53:59	設定されてると思うんですが、この総滞留効果、赤くとですね、このCXCのこのグラフから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:09	どういうふうに、何を設定してるんでしょうか。
2:54:13	ちょっと意味がわからなくて、
2:54:15	相対流行架空カクウ等、このCXCの意味、関係というのが上の式にどういうふう に展開されるのか教えていただけますか。
2:54:36	中国電力の飯田です。こちらについてはこちらの表におけるプラス方向マイナ ス方向それぞれの最大値を設定させていただいてまして角度で、
2:54:48	申し上げますと45°と135°の地点で最大となりますので、そちらの値を計算 に用いております。以上です。はい、規制庁の水そうすると-45°で出てくる 定数があります米田135で出てくる定数があるって、それを
2:55:05	次のページの196。
2:55:09	そこの図の4-3-7と、上の方のグラフって何時間数なので、
2:55:14	速度に対する二次関数になってると思うんですけど、
2:55:20	これ、2、
2:55:22	今言った45度と135度の定数を、
2:55:27	これは、
2:55:29	どういうふうに使ってこのグラフができてるかちょっと説明していただけます。
2:55:39	はい中国電力井田です。こちらのグラフは
2:55:45	横軸が流速で最大値を用いてますのでリスク以外の値は一定になりますので 速度の二乗に比例して右割のグラフになっている。
2:55:59	ですけど、それ、その時にこれあれですかそのCFCというのは、
2:56:06	45度の時の値を使ってられるってことでしょうか。
2:56:11	0. 何か0.1。
2:56:14	13ぐらいの数字なのかわかりませんが、
2:56:19	中部電力伊田です。そうです最大の値を使って計算をしております。
2:56:24	多分あれですね。基本的にはその流圧力出す時っていうのが一番勾配がき つい時だと思うので、ここで設定してグラフに設定している。
2:56:35	CXCの数字っていうのは45度の数値を使ってるって理解したんですがそれ 正しいですか135は使っていないと。
2:56:50	はい。中国電力飯田です。はい。そうですね実際に係留する角度を考えます と、45度、
2:56:58	の方になると思われまして、そちらの値です。
2:57:03	わかりましたけど、ちょっとその辺のプロセスをですね、少し書いといていただ かないと、
2:57:12	なぜこういうふうな流圧力が出て、係留力との比較ができるのかというのが、 ちょっと意味がわからないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:20	今言ったちょっと
2:57:22	195 ページ、この計算式に対して、
2:57:27	シーイーシーをどういうふうにとってんで、
2:57:30	196 ページのこのグラフに載せて、
2:57:35	流圧力出してってプロセスを少し、
2:57:39	加えといていただくことはできますでしょうか。
2:57:44	はい。中国電力井田です。はい。あと式の導出プロセス計算プロセス等は徹底できるように配布させていただきます。以上です。はいすいませんお願いします。
2:57:56	あと 247 ページなんですけど、
2:58:01	これ下から 6 行目のところで、溢水量 5。
2:58:05	立米っていう数字が出てますよね。
2:58:08	確かに少量で評価に問題のある数字じゃないんですが、
2:58:12	この分立米を出したときの、
2:58:16	どういう計算出し方でしたかっていうのを、
2:58:20	これ注記か何かで説明しといていただくことはできますでしょうか。
2:58:32	はい。中国電力の長田です。はい。算出方法についてどのような考えで導いたかということ、はい。殊、説明させていただきます。以上です。はい。すいませんよろしく申し上げます私は以上です。
2:58:55	規制庁の服部です。それでは次私から少し、
2:59:01	事実確認を何点かさせていただきます。
2:59:04	すべてN-S2 の方の、
2:59:07	資料になります。
2:59:09	まず 45 ページお願いします。
2:59:17	45 ページは代表なんですけれども、
2:59:21	ここ
2:59:23	資料というのは、
2:59:27	48 ページの、
2:59:29	(6)にあるように、
2:59:31	地震による地形の影響の、地形変化の影響を、
2:59:37	見るか見ないかということ、
2:59:40	それぞれ検討したものだというふうに理解をしていますけれども、
2:59:46	それぞれが独立した。
2:59:51	検討になってるんですけれど。
2:59:56	何て言うんすかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:58	普通こういう検討するときわあ、
3:00:02	普通の計算書みたいに、まず設計の目的があって評価手法が、方針があって紹介する方法があってとか、そこまではいらないんですけども、
3:00:14	せめて基本となる条件が、
3:00:17	こうこうこうですよというのを、
3:00:20	まず書いてもらった上で、
3:00:24	その上で
3:00:26	どういうプロセスで計算してこうこうこうだから、
3:00:31	という。
3:00:33	古藤かなとっていて、
3:00:36	少しこの記載だと、
3:00:39	簡単すぎないかなというふうに考えてるんですけども。
3:00:43	概要はこれでわかるんですけど、
3:00:47	もう少しこうなんですかねその設工認の
3:00:52	詳細設計の計算書としての定義がなされていないような気もするんですけど。
3:00:57	その点については、中国電力どのお考えでしょうかどうぞ。
3:01:05	中国電力のセイキです。
3:01:08	入力津波での検討項目ということでおっしゃっていただいた通り、影響があるかないかの検討を行ったものでございますが、
3:01:18	少し設置許可の内容を抜粋するときに、説明不足で抜粋し過ぎているところがあるかと思います。今おっしゃっていただいた観点で、基本となる条件等を記載して、
3:01:31	こちらで行っていることがより明確になるように追記したいと思います。以上です。
3:01:37	規制庁の服部ですはい。わかりました。
3:01:42	詳細に書かれてるところも、
3:01:45	あたりする、するのD。
3:01:48	例えば書き、
3:01:51	例えば沈下とかそこら辺は非常に詳細に書かれてたりして、
3:01:55	ちょっとトーンがですね。
3:01:57	的になったので、
3:01:59	できるだけ条件がですねパッとわかって、こういう条件でこういうプロセスで、
3:02:05	こういう結果だから、これは考慮しないんだというふうな形で、
3:02:10	もう少し詳細に記載していただければと思います。
3:02:15	それ等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:17	それで 48 ページに来るんですけども、
3:02:21	結果ここについてわあ、
3:02:27	今の五つの中から、
3:02:30	考慮するものの三つを、
3:02:32	選んで、言葉で書いているということで、
3:02:36	これでわからないということはないんですが、
3:02:41	もう少し説明性の向上の観点から、
3:02:44	どのような地形の変化を、
3:02:48	評価しているのか。
3:02:50	その評価に、
3:02:52	に対してどのような結果になったのか。
3:02:56	その結果考慮する必要があるのかなかというようなですね、
3:03:00	一覧表みたいなものが、確か許可の時には、多様な気がするんですけども、
3:03:07	より、
3:03:09	わかりやすい資料。
3:03:12	としての観点だけなんですけれども、
3:03:14	一覧表で、明確になるような表を検討していただくことはできませんでしょうかどうぞ。
3:03:25	中国電力のセイキです。ご指摘いただきました通り、入力津波の設置許可時の検討では、最後まとめたものを考慮するものを一覧表という形で、
3:03:36	整理したものを示しておりました。少し抜粋し過ぎたところがあるかと思えます。一覧表の方をつけて説明性が上がるように、工夫したいと思います。以上です。
3:03:47	規制庁の服部ですはいわかりましたこれはあくまでもどうしても必要だということではないんですが説明性向上の観点から、あった方がいいかなということで確認をしています。
3:03:57	58 ページをお願いします。
3:04:00	まず 1 点目は、ここにグラフがあるんですけども、
3:04:04	この三角形は何を示しているのかというのが、どこかに記載はあるんでしょうかというか、ないと思ってるんですけども。
3:04:13	概ね大体こういうパターンの表というのは、何を示すかってのは大体わかるので、
3:04:21	理解ができないということではないんですが、
3:04:24	まずの体裁として、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:26	こういう三角形のような点があれば、判例をつけるのが普通かなあと思ってるんですがいかがでしょうかどうぞ。
3:04:36	中国電力のセイキです。判例の方、
3:04:41	不足しておりました。修正したいと思います。以上です。
3:04:45	規制庁のハツリですはいわかりました。同じ 58 ページなんですけれども、
3:04:49	黄色ハッチのところ、黄色が抜けているところで、
3:04:53	評価対象施設に対して直交方向の、
3:04:57	最大流速分布を示すって書いてあるんですけれども、
3:05:01	ここ評価対象施設という大枠の、
3:05:08	記載になっていて、
3:05:10	例えば
3:05:12	具体的にわーを主とするものは防波壁だと思うんですけれども、
3:05:17	ここで防波壁と書かずに、評価対象施設って書いたのは、
3:05:23	防波壁以外にも、例えば、津波の障壁となる時山だったりもそういうものがあるので、それが施設に当たるかどうかはちょっと別にして、
3:05:33	そういういろんなものがあるので、防波壁に限定されないのが評価対象施設。
3:05:39	というような記載になってるんでしょうかどうぞ。
3:05:50	中国電力のセイキです。
3:05:52	評価対象施設数としました中には主には防波壁だと、防波壁であると考えておりますが防波壁に附属した扉ですとか、そういったものも含まれるということで、
3:06:04	少し広い言い方となっております。以上です。
3:06:09	中国電力清水です。1 点補足させていただきますとここにつきましては先ほど前段の時に議論がありましたように、評価対象施設に対して直交方向に流速を出しているという今回お示した図をですねお示しておりますけども、
3:06:25	先ほどチギラさんの方からもですね全方位の流速を出しなさいという話もありましたので、それもあわせて文章の方ですね、検討させていただければと思います以上です。
3:06:38	規制庁の服部です。今の回答は具体的に言うと、例えば評価対象施設って書いて、括弧して、
3:06:49	防波壁防波扉を水密扉と等みたいな形で、少し具体例として入れるということなのか、それとも先ほど千田が説明した中でも良い詳細な
3:07:01	寸図とかそういうのをつけるにあたって、それを見れば、この評価対象施設が明確になるような記載にするのか、どちらなんでしょうかどうぞ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:07:12	中国電力清水です。ここはですねもともと設置許可の段階から評価施設に対し、対して直交方向の流速でっていうことで検討しておりました。ただ先ほど言いましたようにですね、直交方向だけじゃなくて、
3:07:25	直交方向以外の全方向についての流速もお示しするということになりますので、この表現を通るかどうかっていうのはですねその結果をあわせもってですね、お示ししたいというふうに考えております。文章全体をですねちょっと、
3:07:39	考える可能性も変更するという可能性もあるということでご認識ください。以上です。
3:07:45	規制庁の羽鳥ですはい。わかりました。そうするとこれはコメントとして多分残らないな今の説明だと何か消えそうな感じなので、コメントとして残しても回答替えられないと思うので、
3:07:57	コメントとしては残りませんけれども、もしもですねこういう評価対象施設みたいなものが、という記載があるんであれば、少しどういうものが評価対象施設になってるのかということも、
3:08:10	少し明確になるような形の記載を検討して、
3:08:14	いただきたいとは考えていますが、いかがでしょうかどうぞ。
3:08:20	中国電力のセイキです。承知いたしました。
3:08:24	規制庁のハツリですはい。ですので今のはちょっと回答がもしかしたらできないかもしれないのでコメントとしては残さないように、残さないで結構です。
3:08:37	それでは、あとは
3:08:42	大したことないんですけども 185 ページをお願いします。
3:08:46	これもですねよりわかりやすい記載ということ少し確認をさせていただきます。
3:08:51	最後の 3 ポツ結論のところ
3:08:54	まず、係留力 2、
3:08:57	や食うとついているのわあ、
3:09:00	なぜかなってというのが少し確認したいところです。この 23.1 トンとかは計算式によって導かれてるので、
3:09:08	早く
3:09:11	つけなくてもいいの、いいと思うし、つけても別に問題ないと思うんですけども、あえて役をつけたという理由は何かありますかどうぞ。
3:09:29	はい。中国電力の長田です。はいちょっと訳。
3:09:35	の意味合い特に、ちょっと今お答えできるものはございませんのでちょっと適正化をして、ご説明させていただきます。以上です。
3:09:44	規制庁の服部です。
3:09:47	別に薬があってもいけないということではないので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:52	あえて、
3:09:53	適正化なのか修正なのかちょっとわかりませんがそこら辺は、
3:09:59	中国電力の中で考えていただいて、つけてもつけなくても、
3:10:05	理解は、あの日、説明は理解できますので、それは検討ください。私からは、
3:10:12	せっかく係留力の中に、
3:10:15	それぞれ線尾藤選手の係留力の具体的な数字があるので、流圧力の方にもうそれぞれ線尾藤選手の流圧力を書いていただくと。
3:10:27	この文章を見ただけで、パッと理解できると思うんですがいかがでしょうかどうぞ。
3:10:40	はい中国電力の長田です。はい。ご指摘を、を踏まえまして、わかりやすい記載になるようにしたいと思います。以上です。
3:10:50	規制庁のハットリですはい
3:10:54	必ずしもなお、適正化ということではなくて、もう少し、
3:10:58	説明性の向上が図ればなということで確認をさせていただいています。
3:11:06	はい。中国電力の長田です。先ほどの葉も踏まえまして意味合いと、きちんと整理をして、はい説明性を向上するようにいたしたいと思います。以上です。
3:11:17	規制庁のハットリですはいわかりました。212 ページお願いします。
3:11:22	これはちょっと、念のための確認ですね。
3:11:29	この表だけを見る限りでは、
3:11:35	直近会議、いわゆる 500 メートル以内。
3:11:40	の漁船は 3 トンです。
3:11:43	前面海域、いわゆる 500 メートル。
3:11:47	以遠で、
3:11:48	の漁船は、19t ですって書いてあって、
3:11:53	当間直近海域については、基本的に FEMA 式、
3:11:59	前面海域においては、道路供試奉仕道路協の式を使う。
3:12:04	という感覚をすると。
3:12:06	少し 3 トンに、
3:12:08	FEMA、
3:12:10	19t に、
3:12:15	登録用の式というふうにもパッと読めてしまう。
3:12:19	と見えています。
3:12:21	括弧操業と書いてあるので、ここには孔口の話が入っていないので、間違っているわけではないということで、そのあとで、
3:12:31	それらも含めて文章で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:12:36	孔口の可能性があるので、19tで考慮しますということに結論付けてるんですけども、
3:12:43	ここの表だけ見る限りではそう見えないんですけども、
3:12:48	ここで言いたかったのは、操業するのは、このトン数ですよということを、この
3:12:58	表で示しているということで、
3:13:02	理解すればよろしいでしょうかどうぞ。
3:13:07	はい。中国電力の長田です。はい今ご説明いただいた通り、操業ということで記載をしています。以上です。
3:13:18	はい規制庁ハットリズ念のために確認だけしておいて、1時間しました。
3:13:22	基本的に結論としては、
3:13:25	19tで、あと、衝撃を、FEMAのような、
3:13:33	FEMA式のような形の評価をするという結論は、許可からの
3:13:39	基本方針として変わってないということで、
3:13:42	よろしいですねっていうのがそのための確認で、
3:13:45	ちょっとしつこいですけど、もう1回ちょっと現地をとっておきたいと思いますのでお願いしますどうぞ。
3:13:54	はい。中国電力の長田です。はい。服部さんにご説明いただいた通り、廃墟化から方針の変更はございません。以上です。
3:14:04	規制庁の服部です。はい。わかりました。
3:14:07	あと最後になります。
3:14:09	215 ページお願いします。
3:14:12	先ほど江寄のほうと少し議論がありましたけれども、
3:14:16	ポツの方のなお書きのところで、
3:14:20	ちょっと少し私が理解できないことがあるので教えての確認をさせていただきたいと思います。
3:14:27	遡上する津波の流向が東西方向なので、
3:14:33	衝突しない。
3:14:35	というふうにも読めるんですけども、
3:14:38	東西方向いわゆる比嘉。
3:14:42	西野方向2、
3:14:44	流れがあれば、
3:14:48	防波壁に衝突する方向。
3:14:51	かなあというふうに読んだのD。
3:14:54	なんでヒガシの方に予測があるのから、衝突しないんだらうなというのがちょっと疑問になったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:15:01	ちょっとあの文章の、
3:15:04	理解がちょっと私が足りないのかもしれませんが、
3:15:07	ここの東西方向だから衝突しないという意味を少し説明していただけますかどうぞ。
3:15:16	はい。中国電力の長田です。背弧先ほどもご指摘いただきましたようにちょっと
3:15:23	回りくどいというかそういうか、
3:15:25	なってますはい、東西で。はい。高さとかを考えてちょっと考察と結論等をちょっと。
3:15:35	まげたような記載になっておりますので、はい結論としては敷地高さで当たらないということですので、やはりそのように記載を主修正したいと思っています以上です。
3:15:46	規制庁の服部では、それはわかったんですけど、
3:15:51	衛藤。
3:15:52	ちょっとわからなかったのは、
3:15:55	ヒガシの方向に有職があれば、
3:15:58	漂流物はぶつかる方向ですね。
3:16:01	東西南北方向 2 流速があれば、それは、
3:16:06	防波壁と平行方向に漂流するので、多重交換式擁壁の方は別として、逆転の方だけ考えれば、
3:16:16	当たらない方向だと思うので、荷揚げ場のところは逆Tなので、
3:16:21	そういうことを考えると東側に流速があればむしろ当たるんじゃないかなって思ったんですけど。
3:16:28	そういう意味じゃないんですかここは。
3:16:32	中国電力田村です記載がわかりにくくて申し訳ありません。だから羽鳥さんご理解いただいている通りです。だから東西方向を見ると、
3:16:43	段差があるので、
3:16:47	ぶつからないという逆的なところなのでぶつからないということでちょっと記載良くないんで直させてください。以上です。規制庁のハットリつわかりました先ほど説明があった話ですね。
3:16:58	東西方向に流速があっても、
3:17:01	段差があるので、
3:17:03	その段差に阻まれて衝突しませんということをここでは言いたかったということでしょうかどうぞ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:17:10	はい中国電力の長田です。ご説明の通りです 210 ページの絵で示しているものが、説明の内容に、5、図の 4 ポツ 5、
3:17:22	ポツ 2-11 が御説明の内容になります以上です。
3:17:27	規制庁の服部ですはい事実確認できました。わかりました。
3:17:33	私からは以上ですが他に確認する点がある方。
3:17:38	お願いします。
3:17:40	よろしいでしょうかがオオノざる、はい。
3:17:44	青野さんまず小野さんお願いしますどうぞ。
3:17:50	すいません 1 点だけ、補足説明資料 N-S2-報-018-02 回 04 なんですが、
3:18:01	もう念のための確認なんですけど 239 ページ。
3:18:12	炉心水位の範囲が変わることによって水密扉が 1 個なくなってるんですけど、
3:18:20	許可整合性等の確認はしてますよねそこら辺の説明をお願いします。
3:18:29	はい。中国電力の長田です。はい。瀬、
3:18:33	設置許可の方で、
3:18:37	はい、設置許可の方では水密扉は一式とかそういう記載にしておりますので、はい。そちらの方、そういう確認をしております。お答えになっておりますでしょうか。
3:18:49	規制庁のです。はい。一色なんですけど。いやちゃんと許可整合性確認してるかなと思ったんではい。確認でした。以上です。
3:19:00	はい。中国電力の長田です。はい。今のような確認等を行っております以上です。
3:19:08	規制庁の羽鳥です。私も少し 1 点、2 点ぐらい忘れていたのでもう少しだけ事実確認をお願いします。
3:19:17	どこでもいいんですけど 239 ページ辺りのこの許可との比較。
3:19:22	のところなんですけれども、
3:19:25	これはちょっと念のための確認になるかもしれません。
3:19:31	許可においてわあ、図示そして図面上では、
3:19:36	漏えい検知器ワー、
3:19:43	復水器水復水器エリア、ちょっと言葉がどうするしません復水器エリアだけあって、
3:19:53	スクラ数、
3:19:55	その西側のエリアにはなかった。
3:19:58	ということで、それを事実確認したところを、
3:20:02	いや、西にもつけるんです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:20:05	という、口頭での回答はえています。
3:20:09	ただ一方で、
3:20:11	資料としてわあ、
3:20:14	おそらく、
3:20:15	複数駅エリアにしかないようなあ資料になっているということで、今回、西側のSクラスエリアにもうつけるということが明確に、
3:20:27	示されているんですけども、
3:20:29	これは許可との違いにはならないのかなということで、
3:20:33	ちょっとそこら辺が微妙、口頭では聞いてるので微妙なんですけれども、
3:20:38	その点について確認ここに載せなかったのはそういう理由なのか確認させてくださいどうぞ。
3:20:46	はい中国電力の長田です。服部さんのご指摘の通りタービン補機海水系のインターロックにつきましては、文章等で、
3:20:57	津波を入れない対策として、
3:21:02	つけますというご説明をさせていただいておりますけれども、具体的な
3:21:07	設置場所、井上建築の設置場所については、復水器室にもともとお示していたのは、
3:21:16	循環水系で、もともと検知するための高さが100mmとかそういうものを示しております、今回
3:21:26	工認段階になりまして、
3:21:29	タービン補機海水系のインターロックとかそういうところの設計内容として、新たに
3:21:37	図として新たにお示しているものです。設置許可段階では図ではお示しをしてなかったというふうに認識しております。以上です。
3:21:47	規制庁のハットリですはいわかりました。一応、方針としては許可から変わってないということで、ちょっと資料としての体裁は置いといて、
3:21:58	基本的には変わってないということでここには載せてないということで理解をしました。
3:22:03	それと250ページ。
3:22:05	少し確認なんですけど、
3:22:08	ここで幾つかルー良い形がしているにもかかわらず、
3:22:15	椅子元とする家が、屋外タンクに示されてないものが幾つかあるんですけども、
3:22:23	たとえばー。
3:22:24	検体の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:22:28	道、えっとした。
3:22:31	したというか南側にあるこのマル。
3:22:35	これ少し大きな丸なんですけれども、
3:22:38	ここ令和なんなんでしたっけっていう事実確認だけですが、
3:22:43	いかがでしょうかどうぞ。
3:22:46	はい中国電力の長田です。結論から申し上げますと耐震性を確認して、水源としないタンクで、
3:22:55	緊待所のところは確か燃料系のタンクだったと思います。うちは、
3:23:02	はい。
3:23:03	はいそのようなせえっと一
3:23:06	ここでは水源とするものを、
3:23:09	表に示すその前のページですかね
3:23:13	249 ページで表に示した上で、
3:23:19	はい。図にも落としてるというものでございます。この資料の道東の方でも書きましたが、こちらの
3:23:28	屋外タンクの溢水ということで、
3:23:31	内部溢水の方で主に説明させていただいておりましてそちらの方では、水源としないタンクも、耐震
3:23:41	耐震の影響、計算結果とかそういうことをご説明するように、はい。予定しており、いるものです。以上です。
3:23:52	規制庁の羽鳥です。はいわかりました。
3:23:56	丸井印の中で少し気になったのが今のところとあと復水タンクで、
3:24:03	復水タンクも、
3:24:06	これって一1 水源にならない。
3:24:10	でしたっけこれはもう、
3:24:12	放水へきぼうセキっていうのかな。
3:24:17	壁があるからならないのか、それともう、
3:24:21	耐震性を確保するのか、からならないのか、どっちなんでしたっけどうぞ。
3:24:27	はい中国電力の長田です。
3:24:31	はい。復水貯蔵タンク、
3:24:34	三つ並んでおります補助と、トラス中継タンクについては遮へい器、
3:24:40	Ss機能維持するので、
3:24:44	はい。
3:24:47	外に水が出ないと、そういうご説明をする予定です。この辺も、はい。あわせて被水の方で説明をさせていただく予定にしております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:24:59	規制庁の服部ですはい。わかりました他にも、丸井印はあるんですけどそういう理由で、
3:25:06	それぞれ理由があるということで、理解をしてその詳細は、
3:25:11	被水の評価のところを確認すればいいですということでそこで確認させていただきます。
3:25:16	ちょっと私から以上です。他にあればお願いしますどうぞ。
3:25:25	規制庁のハツリですチギラさんよろしいですかどうぞ。
3:25:35	規制庁チギラです。それじゃちょっと内容の話ではないんですけどちょっとコメント回答の全体の話なんですけど、今回コメント回答で、6回分のヒアリングの内容についてですね部分的にコメント回答していただいて、
3:25:52	いるんですけど、今回、回答できてないコメントについて、このリストにはどのように管理していくのか。
3:26:02	ということなんですね。今は今回、今日の資料ですと、今回回答できるものだけリストに挙げているんですけど、
3:26:13	そうじゃなくて次回以降に該当するものについては番号を42番以降とするのか、それとも日付、
3:26:24	間に挟んでいくのか、その辺りちょっと、どのような管理方法を考えてるか、ちょっと細かいんですけど、考えがあれば、考え方を教えてもらえますか。
3:26:40	中国電力の長田ですちょっと確認いたします少々お待ちください。
3:27:09	中国電力のケンヅメです。協会回答いたしました41番までコメントしていますが、残りできてない回答については、ここから続く番号として整理して回答していく予定です。以上です。
3:27:27	はい。わかりました今、そのような形で考えているということでまた
3:27:34	カー、
3:27:36	どっか
3:27:37	資料見てですね。
3:27:39	他の方法もあればですね、管理の方からその都度ですね教えてもらえればなというふうに思いますが、基本的には続けて回答できるものを加えていくと。
3:27:52	ということで理解しました。はい。私から以上です。
3:27:57	規制庁の服部です。今の件について私からちょっと念のために、点確認させていただきます。
3:28:03	か、今回回答したものを、
3:28:07	とか前回回答したものは、このコメントリスト表には残っていくんですけどよね、消えていかないですよ。
3:28:16	許可のときみたいにグレーとかそういうもので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:28:20	回答済みのものと、継続のものが明確になるということで、
3:28:26	残るんですよということだけ確認させてくださいどうぞ。
3:28:35	中国電力板谷です。はい。
3:28:38	ご認識の通り、今回回答したものは次回回答時にグレーハッチングされまして回答した日付が入ります。なので、
3:28:49	ちょっと残る形になります。
3:28:51	以上です。
3:28:53	規制庁の服部ですはいのために確認させていただきました。
3:28:58	それでは江崎さん何かありますかどうぞ。
3:29:06	特にありません。大丈夫です。
3:29:09	規制庁の服部です。それではタダウチさん何かありますかどうぞ。
3:29:15	特にございます。
3:29:18	はい。規制庁の服部です。
3:29:20	それでは全体を通して、今回のヒアリング内容について、規制庁側から言い残したことを言い忘れたことがある方がおられればお願いします。
3:29:31	よろしいですか。
3:29:33	それでは中国電力側から、
3:29:36	今回のヒアリングについて、説明が足りてなかったところ、確認しておきたいところがあればお願いします。どうぞ中国電力本社の方からまずお願いしますどうぞ。
3:29:59	中国電力清水です。1点先ほど屋外タンクのところでのご回答で、訂正させていただきたいところがございまして、よろしいでしょうか。
3:30:11	規制庁の服部ですお願いしますどうぞ。
3:30:15	はい。中国電力清水です。補足説明資料の250ページの方また開いていただけますでしょうか。
3:30:27	こちらでオレンジの領域の中で2号機のすぐ西側の三つタンクが並んでるところがございましてこのうちの一番南側の
3:30:38	タンク、こちら復水貯蔵タンクとその遮へい器がございましてけれども、この
3:30:46	丹遮へい器につきましては、すぐ南側に
3:30:52	DBの施設であるBディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽がございまして、その倒壊範囲にあるということで、波及的影響、
3:31:02	の観点から耐震計算書、
3:31:07	ご提出して説明することとしておりますので溢水とは少し違うところでのご説明になろうかと思えます。はい。少し小さいことですがけれどもはい。訂正させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:31:19	以上です。
3:31:22	規制庁の服部です。今の説明だと、
3:31:25	一番南側の復水タンクの一つは、
3:31:29	波及的影響の観点から、
3:31:32	基準地震動Ssに対して、
3:31:36	倒壊しないような設計をするので、水源そのものにもなりませんということ、
3:31:42	今説明しようとしたということによろしいでしょうかどうぞ。
3:31:47	中国電力清水でございますはい。その通りでございます。以上です。
3:31:51	規制庁の服部です。それで、その他の二つのタンクについては水源となるんだけれども、遮へい器によってその溢水は外に漏れないので、
3:32:03	今井水源となるという表現が正しいかわかりませんが溢水する可能性があるんだけども、
3:32:08	遮へい気によって外には漏れないので、水源になりませんということで理解すればよろしいでしょうかどうぞ。
3:32:17	はい中国電力清水です。はい。おっしゃっていただいたように遮へいキーで、水の方でご説明する予定でございます。以上です。規制庁の服部ですはいわかりました。
3:32:29	それでは中国電力本社の方からまた、さらに確認しておきたいところとあと言い忘れたことがあればお願いしますどうぞ。
3:32:40	中国電ウノケンヅメですはい本社側特にございません。どうぞ。
3:32:44	江藤ほかに中国電力側から何かありますか。どうぞ。
3:32:49	はい。ないようですので
3:32:53	よろしいですかね。特にないようですので、では本日の出たコメントを、
3:32:59	とか継続してるごめん。
3:33:02	とですね、これについては適切に対応していただきたいと思いますがよろしいでしょうかどうぞ。
3:33:10	はい。中国電力遠藤です。はい。コメントに対し、はい。対応したいと思えます。以上です。規制庁の服部です。はい。では本日のヒアリングを終了いたしますどうもありがとうございました。
3:33:23	ありがとうございました。ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。